

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1	公設浄化槽管理費	項	1	公設浄化槽管理費	目	1	公設浄化槽一般管理費
---	---	----------	---	---	----------	---	---	------------

玉 山 事 務 所

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																
公 設 浄 化 槽 一 般 管 理 事 務	365	○公設浄化槽一般管理事務 公設浄化槽事業における使用料の賦課徴収に要する費用 ・ 使用料賦課計算業務委託料，収滞納システム賃貸借料 310千円 ・ 一般消耗品費，郵便料，口座振替手数料 55千円 公設浄化槽設置状況 <table><tr><th>人槽区分</th><th>基数</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>27</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>93</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>2</td></tr><tr><td>14人槽</td><td>1</td></tr><tr><td>18人槽</td><td>1</td></tr><tr><td>21人槽</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td>126</td></tr></table>	人槽区分	基数	5人槽	27	7人槽	93	10人槽	2	14人槽	1	18人槽	1	21人槽	2		126
人槽区分	基数																	
5人槽	27																	
7人槽	93																	
10人槽	2																	
14人槽	1																	
18人槽	1																	
21人槽	2																	
	126																	

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	1	公設浄化槽管理費	項	1	公設浄化槽管理費	目	2	公設浄化槽施設管理費
---	---	----------	---	---	----------	---	---	------------

玉 山 事 務 所

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
公 設 浄 化 槽 施 設 管 理 事 務	6,077	○公設浄化槽施設管理事務 既設の公設浄化槽125基の管理運営に要する費用。 ・ 公設浄化槽保守点検委託料 3,006千円 ・ 法定検査手数料 634千円 ・ 汚泥汲み取り手数料 1,890千円 ・ 施設修繕料 300千円 ・ 一般消耗品費, 自動車関係費 247千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	2	公債費	項	1	公債費	目	1	元金
---	---	-----	---	---	-----	---	---	----

玉山事務所

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	1,905	○市債償還事務 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費 ・元金支払額 1,905千円

公設浄化槽事業費特別会計【歳出】

款	2	公	債	費	項	1	公	債	費	目	2	利	子	玉山事務所
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	1,035	○市債償還事務 公設浄化槽事業長期債償還に要する経費 ・利子支払額 1,035千円

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料	目	1 農業集落排水施設使用料
---	------------	---	-------	---	---------------

経営企画課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
農業集落排水施設 使用料	73,668	○農業集落排水施設使用料 73,668 千円 生活環境改善及び水質保全を目的として設置している農業集落排水施設使用料である。 ・ 現年度分 71,778 千円 ・ 滞納繰越分 1,890 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳入】

款	2	繰入金	項	1	一般会計繰入金	目	1	一般会計繰入金
---	---	-----	---	---	---------	---	---	---------

経営企画課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
一般会計繰入金	417,841	○一般会計繰入金 417,841千円 市内7地区で実施している農業集落排水事業に要する費用に対し一般会計から繰入れを行い、事業運営の安定を図るものである。

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	1 農業集落排水事業費	項	1 農業集落排水整備費	目	1 農業集落排水整備費
---	-------------	---	-------------	---	-------------

給排水課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
農業集落排水事業 推進事務	8	○農業集落排水事業推進事務 農業集落排水事業排水設備普及資金融資制度の活用により、水洗化・排水設備の普及を図る。 ・農業集落排水事業排水設備普及資金利子補給金 8千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	2 農業集落排水施設管理費	項	1 農業集落排水施設管理費	目	1 農業集落排水施設管理費
---	---------------	---	---------------	---	---------------

総務課・経営企画課・下水道施設管理課・玉山事務所

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
農 業 集 落 排 水 施 設 管 理 事 業	105,233	○農業集落排水施設管理事業 農業集落排水事業の管理運営に要する経費 管理対象施設 次の地区に設置している農業集落排水処理施設（7施設） 太田地区，太田第二地区，乙部地区，乙部第二地区，上飯岡地区，下飯岡地区，巻堀地区 総務課に係る経費 ・（一社）地域環境資源センター負担金 20 千円 経営企画課に係る経費 20,517 千円 ・使用料賦課計算等業務委託料 4,194 千円 ・水道事業会計への負担金（郵便料） 384 千円 ・消費税及び地方消費税納付額 15,679 千円 ・口座振替手数料，消耗品費等 260 千円 下水道施設管理課に係る経費 75,555 千円 ・光熱水費 21,751 千円 ・施設修繕料 4,727 千円 ・通信料 2,094 千円 ・汚泥汲取等手数料 22,311 千円 ・処理施設維持管理等委託料 22,842 千円 ・原材料費 256 千円 ・消耗品費，自動車関係費等 1,574 千円 玉山事務所に係る経費 9,141 千円 ・光熱水費 2,503 千円 ・施設修繕料 655 千円 ・汚泥汲取等手数料 606 千円 ・処理施設維持管理等委託料 4,899 千円 ・電報電話料，消耗品費，法定検査手数料等 478 千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3	公債費	項	1	公債費	目	1	元金
---	---	-----	---	---	-----	---	---	----

経営企画課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	324,268	○市債償還事務 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・元金償還額 324,268千円

農業集落排水事業費特別会計【歳出】

款	3	公債費	項	1	公債費	目	2	利子	経営企画課
---	---	-----	---	---	-----	---	---	----	-------

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	62,157	○市債償還事務 農業集落排水事業長期債償還に要する経費 ・利子支払額 62,157千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳入】

款	2	繰越金	項	1	繰越金	目	1	繰越金
---	---	-----	---	---	-----	---	---	-----

子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
繰越金	136,651	○繰越金 平成30年度からの繰越金 136,651 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸 付 費	目	1 母子福祉資金貸付費	子 ども 青 少 年 課
---	-----------------	---	---------	---	-------------	--------------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
母子福祉資金貸付金	177,427	○ 母子福祉資金貸付金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。 ・ 母子福祉資金貸付金 35,101 千円 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項の規定に基づく償還金 99,909 千円 ・ 一般会計への繰出金 42,417 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸 付 費	目	2 父 子 福 祉 資 金 貸 付 費
---	-----------------	---	---------	---	---------------------

子 ど も 青 少 年 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
父子福祉資金貸付金	5,496	○ 父子福祉資金貸付金 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進することを目的として福祉資金の貸付を行う。 ・ 父子福祉資金貸付金 5,496 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	1 貸 付 費	目	3 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費
---	-----------------	---	---------	---	---------------------

子 ど も 青 少 年 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
寡婦福祉資金貸付金	2,442	○ 寡婦福祉資金貸付金 寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付を行う。 ・ 寡婦福祉資金貸付金 2,442 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計【歳出】

款	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	項	2 貸付事業費	目	1 貸付事業費
---	-----------------	---	---------	---	---------

子ども青少年課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
母子父子寡婦福祉資金 貸付事務	12,453	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事務 母子家庭の母子や父子家庭の父子、寡婦等に対し福祉資金の貸付を行うための経費。 ・ 非常勤職員報酬等（4人） 9,553 千円 ・ 委託料（システム関係） 1,601 千円 ・ その他の経費（需用費等） 1,299 千円

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	1 国民健康保険税	項	1 国民健康保険税	目	1 一般被保険者国民健康保険税
---	-----------	---	-----------	---	-----------------

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																			
医療給付費分 現年課税分	3,290,823	【平成31年度】																																			
		<table><tr><th>節</th><th colspan="3">調定額×収納率＝収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>3,576,982 千円×</td><td>92.00 %＝</td><td>3,290,823 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>1,082,316 千円×</td><td>92.00 %＝</td><td>995,731 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>397,113 千円×</td><td>92.00 %＝</td><td>365,344 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>1,198,557 千円×</td><td>28.00 %＝</td><td>335,596 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>304,339 千円×</td><td>28.00 %＝</td><td>85,215 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>172,554 千円×</td><td>28.00 %＝</td><td>48,315 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="3">5,121,024 千円</td></tr></table>				節	調定額×収納率＝収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	3,576,982 千円×	92.00 %＝	3,290,823 千円	2 支援金分現年課税分	1,082,316 千円×	92.00 %＝	995,731 千円	3 介護納付金費分現年課税分	397,113 千円×	92.00 %＝	365,344 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	1,198,557 千円×	28.00 %＝	335,596 千円	5 支援金分滞納繰越分	304,339 千円×	28.00 %＝	85,215 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	172,554 千円×	28.00 %＝	48,315 千円	合計	5,121,024 千円		
節	調定額×収納率＝収入額(予算額)																																				
1 医療給付費分現年課税分	3,576,982 千円×	92.00 %＝	3,290,823 千円																																		
2 支援金分現年課税分	1,082,316 千円×	92.00 %＝	995,731 千円																																		
3 介護納付金費分現年課税分	397,113 千円×	92.00 %＝	365,344 千円																																		
4 医療給付費分滞納繰越分	1,198,557 千円×	28.00 %＝	335,596 千円																																		
5 支援金分滞納繰越分	304,339 千円×	28.00 %＝	85,215 千円																																		
6 介護納付金費分滞納繰越分	172,554 千円×	28.00 %＝	48,315 千円																																		
合計	5,121,024 千円																																				
後期高齢者支援金分 現年課税分	995,731	※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																																			
介護納付金分 現年課税分	365,344																																				
		【平成30年度当初予算】																																			
		<table><tr><th>節</th><th colspan="3">調定額×収納率＝収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>3,622,639 千円×</td><td>90.46 %＝</td><td>3,277,039 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>1,096,131 千円×</td><td>90.46 %＝</td><td>991,560 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>402,183 千円×</td><td>90.46 %＝</td><td>363,814 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>1,402,546 千円×</td><td>25.05 %＝</td><td>351,407 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>356,136 千円×</td><td>25.05 %＝</td><td>89,230 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>201,923 千円×</td><td>25.05 %＝</td><td>50,591 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="3">5,123,641 千円</td></tr></table>				節	調定額×収納率＝収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	3,622,639 千円×	90.46 %＝	3,277,039 千円	2 支援金分現年課税分	1,096,131 千円×	90.46 %＝	991,560 千円	3 介護納付金費分現年課税分	402,183 千円×	90.46 %＝	363,814 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	1,402,546 千円×	25.05 %＝	351,407 千円	5 支援金分滞納繰越分	356,136 千円×	25.05 %＝	89,230 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	201,923 千円×	25.05 %＝	50,591 千円	合計	5,123,641 千円		
節	調定額×収納率＝収入額(予算額)																																				
1 医療給付費分現年課税分	3,622,639 千円×	90.46 %＝	3,277,039 千円																																		
2 支援金分現年課税分	1,096,131 千円×	90.46 %＝	991,560 千円																																		
3 介護納付金費分現年課税分	402,183 千円×	90.46 %＝	363,814 千円																																		
4 医療給付費分滞納繰越分	1,402,546 千円×	25.05 %＝	351,407 千円																																		
5 支援金分滞納繰越分	356,136 千円×	25.05 %＝	89,230 千円																																		
6 介護納付金費分滞納繰越分	201,923 千円×	25.05 %＝	50,591 千円																																		
合計	5,123,641 千円																																				
医療給付費分 滞納繰越分	335,596	※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																																			
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	85,215																																				
介護納付金分 滞納繰越分	48,315																																				
		【比較】																																			
		<table><tr><th>節</th><th>調定額</th><th>収納率</th><th>収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>△ 45,657 千円</td><td>1.54 %</td><td>13,784 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>△ 13,815 千円</td><td>1.54 %</td><td>4,171 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>△ 5,070 千円</td><td>1.54 %</td><td>1,530 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>△ 203,989 千円</td><td>2.95 %</td><td>△ 15,811 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>△ 51,797 千円</td><td>2.95 %</td><td>△ 4,015 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>△ 29,369 千円</td><td>2.95 %</td><td>△ 2,276 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="3">△ 2,617 千円</td></tr></table>				節	調定額	収納率	収入額(予算額)	1 医療給付費分現年課税分	△ 45,657 千円	1.54 %	13,784 千円	2 支援金分現年課税分	△ 13,815 千円	1.54 %	4,171 千円	3 介護納付金費分現年課税分	△ 5,070 千円	1.54 %	1,530 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 203,989 千円	2.95 %	△ 15,811 千円	5 支援金分滞納繰越分	△ 51,797 千円	2.95 %	△ 4,015 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 29,369 千円	2.95 %	△ 2,276 千円	合計	△ 2,617 千円		
節	調定額	収納率	収入額(予算額)																																		
1 医療給付費分現年課税分	△ 45,657 千円	1.54 %	13,784 千円																																		
2 支援金分現年課税分	△ 13,815 千円	1.54 %	4,171 千円																																		
3 介護納付金費分現年課税分	△ 5,070 千円	1.54 %	1,530 千円																																		
4 医療給付費分滞納繰越分	△ 203,989 千円	2.95 %	△ 15,811 千円																																		
5 支援金分滞納繰越分	△ 51,797 千円	2.95 %	△ 4,015 千円																																		
6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 29,369 千円	2.95 %	△ 2,276 千円																																		
合計	△ 2,617 千円																																				

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	1 国民健康保険税	項	1 国民健康保険税	目	2 退職被保険者等国民健康保険税
---	-----------	---	-----------	---	------------------

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																			
医療給付費分 現年課税分	3,438	【平成31年度】																																			
		<table><tr><th>節</th><th colspan="3">調定額×収納率＝収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>3,544 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>3,438 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>1,071 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>1,039 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>1,032 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>1,001 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>23,061 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>5,304 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>4,761 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>1,095 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>5,422 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>1,247 千円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>13,124 千円</td></tr></table>				節	調定額×収納率＝収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	3,544 千円×	97.00 %＝	3,438 千円	2 支援金分現年課税分	1,071 千円×	97.00 %＝	1,039 千円	3 介護納付金費分現年課税分	1,032 千円×	97.00 %＝	1,001 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	23,061 千円×	23.00 %＝	5,304 千円	5 支援金分滞納繰越分	4,761 千円×	23.00 %＝	1,095 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	5,422 千円×	23.00 %＝	1,247 千円	計			13,124 千円
		節	調定額×収納率＝収入額(予算額)																																		
		1 医療給付費分現年課税分	3,544 千円×	97.00 %＝	3,438 千円																																
		2 支援金分現年課税分	1,071 千円×	97.00 %＝	1,039 千円																																
		3 介護納付金費分現年課税分	1,032 千円×	97.00 %＝	1,001 千円																																
		4 医療給付費分滞納繰越分	23,061 千円×	23.00 %＝	5,304 千円																																
		5 支援金分滞納繰越分	4,761 千円×	23.00 %＝	1,095 千円																																
		6 介護納付金費分滞納繰越分	5,422 千円×	23.00 %＝	1,247 千円																																
		計			13,124 千円																																
【平成30年度当初予算】																																					
<table><tr><th>節</th><th colspan="3">調定額×収納率＝収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>21,653 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>21,003 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>4,107 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>6,349 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>750 千円×</td><td>97.00 %＝</td><td>6,118 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>37,360 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>8,593 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>7,713 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>1,774 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>8,787 千円×</td><td>23.00 %＝</td><td>2,021 千円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>45,858 千円</td></tr></table>				節	調定額×収納率＝収入額(予算額)			1 医療給付費分現年課税分	21,653 千円×	97.00 %＝	21,003 千円	2 支援金分現年課税分	4,107 千円×	97.00 %＝	6,349 千円	3 介護納付金費分現年課税分	750 千円×	97.00 %＝	6,118 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	37,360 千円×	23.00 %＝	8,593 千円	5 支援金分滞納繰越分	7,713 千円×	23.00 %＝	1,774 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	8,787 千円×	23.00 %＝	2,021 千円	計			45,858 千円		
節	調定額×収納率＝収入額(予算額)																																				
1 医療給付費分現年課税分	21,653 千円×	97.00 %＝	21,003 千円																																		
2 支援金分現年課税分	4,107 千円×	97.00 %＝	6,349 千円																																		
3 介護納付金費分現年課税分	750 千円×	97.00 %＝	6,118 千円																																		
4 医療給付費分滞納繰越分	37,360 千円×	23.00 %＝	8,593 千円																																		
5 支援金分滞納繰越分	7,713 千円×	23.00 %＝	1,774 千円																																		
6 介護納付金費分滞納繰越分	8,787 千円×	23.00 %＝	2,021 千円																																		
計			45,858 千円																																		
【比較】																																					
<table><tr><th>節</th><th>調定額</th><th>収納率</th><th>収入額(予算額)</th></tr><tr><td>1 医療給付費分現年課税分</td><td>△ 18,109 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 17,565 千円</td></tr><tr><td>2 支援金分現年課税分</td><td>△ 3,036 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 5,310 千円</td></tr><tr><td>3 介護納付金費分現年課税分</td><td>282 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 5,117 千円</td></tr><tr><td>4 医療給付費分滞納繰越分</td><td>△ 14,299 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 3,289 千円</td></tr><tr><td>5 支援金分滞納繰越分</td><td>△ 2,952 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 679 千円</td></tr><tr><td>6 介護納付金費分滞納繰越分</td><td>△ 3,365 千円</td><td>0.00 %</td><td>△ 774 千円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>△ 32,734 千円</td></tr></table>				節	調定額	収納率	収入額(予算額)	1 医療給付費分現年課税分	△ 18,109 千円	0.00 %	△ 17,565 千円	2 支援金分現年課税分	△ 3,036 千円	0.00 %	△ 5,310 千円	3 介護納付金費分現年課税分	282 千円	0.00 %	△ 5,117 千円	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 14,299 千円	0.00 %	△ 3,289 千円	5 支援金分滞納繰越分	△ 2,952 千円	0.00 %	△ 679 千円	6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 3,365 千円	0.00 %	△ 774 千円	計			△ 32,734 千円		
節	調定額	収納率	収入額(予算額)																																		
1 医療給付費分現年課税分	△ 18,109 千円	0.00 %	△ 17,565 千円																																		
2 支援金分現年課税分	△ 3,036 千円	0.00 %	△ 5,310 千円																																		
3 介護納付金費分現年課税分	282 千円	0.00 %	△ 5,117 千円																																		
4 医療給付費分滞納繰越分	△ 14,299 千円	0.00 %	△ 3,289 千円																																		
5 支援金分滞納繰越分	△ 2,952 千円	0.00 %	△ 679 千円																																		
6 介護納付金費分滞納繰越分	△ 3,365 千円	0.00 %	△ 774 千円																																		
計			△ 32,734 千円																																		
後期高齢者支援金分 現年課税分	1,039	※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																																			
介護納付金分 現年課税分	1,001																																				
医療給付費分 滞納繰越分	5,304																																				
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	1,095	※記載している桁未満の値を含めて積算を行っているため、記載している算式では一致しない場合がある。																																			
介護納付金分 滞納繰越分	1,247																																				

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	4 県 支 出 金 項	1 県 負 担 金 目	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金
---	-------------	-------------	---------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
普通交付金	17,643,942	【 制 度 】 国民健康保険保険給費等交付金（普通交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により，県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので，市町村の保険給付費に要する費用（病気や怪我に関しての診察，治療，投薬などに対する国民健康保険の保険者負担分等）が，一部負担金減免額等を除いて全額交付される。 【 内 訳 】 普通交付金 17,643,942千円 保険給付費に要する費用（病気や怪我に関しての診察，治療，投薬などに対する国民健康保険の保険者負担分等）から，一部負担金減免額及び地方単独事業として現物給付により一部負担金の割合を減じる措置分を控除した額。

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	4 県	支	出	金	項	2 県	補	助	金	目	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	健 康 保 険 課
---	-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---------------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特別交付金	450,800	【制 度】 国民健康保険保険給費等交付金（特別交付金） 平成30年度国民健康保険法の一部改正により，県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので，市町村財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政調整のために交付される。（旧制度の特別調整交付金及び特定健診負担金に代わるもの） 【内 訳】 特別交付金 450,800 千円 1 保険者努力支援分 99,779 千円 2 特別調整交付金分 小計 186,416 千円 ・ 非自発的失業軽減 5,203 千円 ・ 結核精神等 55,429 千円 ・ 保健事業 6,900 千円 ・ 非自発財政負担増 2,076 千円 ・ 後発医薬品周知広報等 988 千円 ・ 被扶養者保険税減免 6,215 千円 ・ 臓器提供意思表示 485 千円 ・ 東日本大震災 100,770 千円 ・ 療養費適正化 350 千円 ・ 経営努力分経過措置 8,000 千円 3 県繰入金（2号分） 小計 82,505 千円 ・ 保健事業 888 千円 ・ 医療費適正化対策 9,929 千円 ・ 特定健診等受診率向上対策 8,509 千円 ・ 収納率確保・向上 5,000 千円 ・ 収納率向上対策 25,000 千円 ・ 震災一部負担金免除 33,179 千円 4 特定健康診査等負担金 小計 82,100 千円 ・ 県 41,050 千円 ・ 国 41,050 千円

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	6 繰 入 金 項	1 一 般 会 計 繰 入 金 目	1 一 般 会 計 繰 入 金	健 康 保 険 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明		
保険基盤安定繰入金	1,366,863	【制 度】 地方財政計画に経費が計上され、繰出しの基本的な考え方は、総務省内かんによる。 また、繰入れに要する経費は、地方交付税により所要の措置が講じられる。 (法定外繰入金を除く。) 【内 訳】 (1) 保険基盤安定制度に係る繰入れ 1,366,863 千円 ① 保険税軽減分 878,042 千円 被保険者の保険税負担の緩和と市町村国保の財政基盤安定のため、一般被保険者分の軽減相当額（応益分の均等割と平等割額）を県3/4、市（一般会計）1/4が負担する。 ② 保険者支援分 488,821 千円 保険税軽減世帯の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を国1/2、県及び市（一般会計）1/4が負担する。 (2) その他繰入金 322,700 千円 国から示される基本的な考え方に基づく繰出しに要する経費（出産育児一時金など）の他、国民健康保険事務費に係る繰出金。		
その他一般会計繰入金	322,700			

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	6 繰 入 金 項	2 基 金 繰 入 金 目	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金
---	-----------	---------------	---------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
財政調整基金繰入金	353,000	【 制 度 】 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和63年3月23日条例第2号）第1条 国民健康保険事業に係る保険給付，国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業付に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため，国民健康保険事業財政調整基金が設置されている。 【 内 訳 】 財政調整基金繰入金 353,000千円 保険給付等に不足が見込まれることから，財政調整基金より3億5,300万円を繰り入れるものである。

国民健康保険費特別会計【歳入】

款	8 諸	収	入	項	1 延滞金，加算金及び過料	目	1 一般被保険者延滞金
---	-----	---	---	---	---------------	---	-------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																
1 医療給付費分	90,310	○ 一般被保険者保険税の延滞納付に係る延滞金 123,583 千円																																
2 後期高齢者支援金分	20,444	1 医療給付費分 90,310 千円 2 後期高齢者支援金分 20,444 千円 3 介護納付金分 12,829 千円																																
3 介護納付金分	12,829	(千円) <table><tr><th>区分</th><th>24年度当初</th><th>25年度当初</th><th>26年度当初</th><th>27年度当初</th><th>28年度当初</th><th>29年度当初</th><th>30年度当初</th></tr><tr><td>一般医療</td><td>24,600</td><td>39,600</td><td>45,000</td><td>56,200</td><td>68,590</td><td>81,590</td><td>81,590</td></tr><tr><td>一般後期</td><td>3,400</td><td>3,400</td><td>6,000</td><td>6,800</td><td>12,000</td><td>17,500</td><td>17,500</td></tr><tr><td>一般介護</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>4,500</td><td>5,000</td><td>8,000</td><td>11,590</td><td>11,590</td></tr></table>	区分	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初	29年度当初	30年度当初	一般医療	24,600	39,600	45,000	56,200	68,590	81,590	81,590	一般後期	3,400	3,400	6,000	6,800	12,000	17,500	17,500	一般介護	3,000	3,000	4,500	5,000	8,000	11,590	11,590
区分	24年度当初	25年度当初	26年度当初	27年度当初	28年度当初	29年度当初	30年度当初																											
一般医療	24,600	39,600	45,000	56,200	68,590	81,590	81,590																											
一般後期	3,400	3,400	6,000	6,800	12,000	17,500	17,500																											
一般介護	3,000	3,000	4,500	5,000	8,000	11,590	11,590																											

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	1 総 務 費 項	1 総 務 管 理 費 目	1 一 般 管 理 費	健 康 保 険 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明		
一般管理事務	99,426	○一般管理事務 ・職員給与費(11人) ・郵便料 ・国保給付システム導入運用委託料 ・保険証カード化端末機器保守等業務委託 ・事務管理システム用機器賃貸借料 ・その他の経費 財源：一般財源 80,332 千円 3,897 千円 7,706 千円 518 千円 4,186 千円 2,787 千円		
保険者事務共同電算処理事務	72,692	○保険者事務共同電算処理事務 ・岩手県国保連が行う保険者事務の共同処理に係る委託経費 ・結核精神レセプトデータ抽出 ・国保情報集約システム手数料 ・国保第三者行為求償事務手数料 ・レセプト二次点検手数料 ・KDBシステム手数料負担金 財源：一般財源 40,530 千円 7,040 千円 15,843 千円 500 千円 7,420 千円 1,359 千円		
医療費適正化対策事業	21,629	○医療費適正化対策事業 国保加入者の高齢化や疾病構造の変化等により年々医療費が増加している状況を踏まえ、国保事業の適正・円滑な運営の確保及び国保財政の安定化等のため、医療費適正化の推進を図るものである。 ・パンフレット作成等に係る印刷製本費 ・委託料(医療費通知作成業務等) ・郵便料 財源：一般財源 2,238 千円 7,933 千円 11,458 千円		

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	2 連合会負担金
---	-------	---	---------	---	----------

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
連合会負担金	36,363	○連合会負担金 ・岩手県国民健康保険団体連合会負担金 36,292 千円 ・国保盛岡地区協議会負担金 71 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	1 総 務 費 項	2 徴 税 費 目	1 賦 課 徴 収 費	健 康 保 険 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明		
賦課徴収事務	154,802	○賦課徴収事務 国民健康保険の加入者に対する保険税の適正な課税を行い、制度の健全運営と税の公平負担を保つため、自主納付及び滞納整理を行う。 ・職員給与費等（18名分）121,545 千円 ・郵便料5,133 千円 ・委託料（国保税賦課計算業務委託料）27,201 千円 ・その他の経費923 千円 財源：一般財源		
収納率向上対策事業	53,612	○収納率向上対策事業 国民健康保険制度の健全運営と税の公平負担を保つため、自主納付の促進及び滞納整理を行う。 ・納税推進員経費（8人）18,896 千円 ・委託料7,996 千円 （収納消込業務委託 ICS2,922 千円） （公金収納消込業務委託 岩手銀行1,536 千円） （口座振替業務委託3,389 千円） （測量及び登記等業務委託（滞納処分費）149 千円） ・納税推進センターに係る経費6,501 千円 ・郵便料5,737 千円 ・コンビニ収納に係る経費4,222 千円 ・収滞納システム賃借料1,999 千円 ・口座振替手数料921 千円 ・ペイジー口座振替受付サービスに係る経費191 千円 ・不動産鑑定料・公売手数料・施解錠手数料（滞納処分費）1,512 千円 ・その他の経費5,637 千円 財源：一般財源		

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	1 総	務	費 項	3 運 営 協 議 会 費 目	1 運 営 協 議 会 費	健 康 保 険 課
---	-----	---	-----	-----------------	---------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
国保運営協議会事務	607	○国保運営協議会事務 ・国保運営協議会委員報酬 346 千円 ・岩手県国保運営委員協議会負担金 67 千円 ・その他の経費 194 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	1 療 養 諸 費 目	1 一般被保険者療養給付費
---	---------------	-------------	---------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
一般被保険者療養給付 費	15,165,444	○一般被保険者療養給付費 ・療養の給付の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分(一般・退職共通)</th><th>保険者の負担(支給)割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割(一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> ※70歳以上の医療費自己負担割合が2割の被保険者は国の特例措置により1割。 ただし、26年度以降に70歳となる者から特例措置がなくなり2割の自己負担。 31年度の見込み ・被保険者数 53,687 人 ・保険者負担額 15,165,444 千円 財源：一般財源	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)
区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割									
70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	1 療 養 諸 費 目	2 退職被保険者等療養給付費
---	---------------	-------------	----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
退職被保険者等療養給 付費	17,755	○退職被保険者等療養給付費 ・療養の給付の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><td>区分(一般・退職共通)</td><td>保険者の負担(支給)割合</td></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割(一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> ※70歳以上の医療費自己負担割合が2割の被保険者は国の特例措置により1割。 ただし、26年度以降に70歳となる者から特例措置がなくなり、2割の自己負担。 31年度の見込み ・被保険者数64人 ・保険者負担額17,755千円 財源：一般財源	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)
区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割									
70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費 項	1 療 養 諸 費 目	3 一 般 被 保 険 者 療 養 費
---	---------------	-------------	---------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
一般被保険者療養費	85,900	○一般被保険者療養費 ・療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分(一般・退職共通)</th><th>保険者の負担(支給)割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割(一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> ※70歳以上の医療費自己負担割合が2割の被保険者は国の特例措置により1割。 ただし、26年度以降に70歳となる者から特例措置がなくなり2割の自己負担。 31年度の見込み ・被保険者数 53,687 人 ・保険者負担額 85,900 千円 財源：一般財源	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)
区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割									
70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費 項	1 療 養 諸 費 目	4 退 職 被 保 険 者 等 療 養 費
---	---------------	-------------	-----------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
退職被保険者等療養費	108	○退職被保険者等療養費 ・療養費の支給 療養の給付及び療養費は、次の負担割合により医療費を支給する。 <table><tr><th>区分(一般・退職共通)</th><th>保険者の負担(支給)割合</th></tr><tr><td>義務教育就学(小学校入学)後70歳未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>0歳以上義務教育就学(小学校入学)前</td><td>8割</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>8割(一定以上の所得のある者は7割)</td></tr></table> ※70歳以上の医療費自己負担割合が2割の被保険者は国の特例措置により1割。 ただし、26年度以降に70歳となる者から特例措置がなくなり2割の自己負担。 31年度の見込み ・被保険者数 64人 ・保険者負担額 108千円 財源：一般財源	区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合	義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割	0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割	70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)
区分(一般・退職共通)	保険者の負担(支給)割合									
義務教育就学(小学校入学)後70歳未満	7割									
0歳以上義務教育就学(小学校入学)前	8割									
70歳以上	8割(一定以上の所得のある者は7割)									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	1 療 養 諸 費 目	5 審 査 支 払 手 数 料
---	---------------	-------------	-----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
審査支払手数料	50,880	○審査支払手数料 ・岩手県国民健康保険団体連合会に委託している受診費用の請求等の審査手数料 31年度見込 <table border="1"> <tr> <td>単 価</td><td>件数見込</td><td>費用総額</td></tr> <tr> <td>48円</td><td>1,060,000 件</td><td>50,880,000 円</td></tr> </table> 財源：一般財源	単 価	件数見込	費用総額	48円	1,060,000 件	50,880,000 円
単 価	件数見込	費用総額						
48円	1,060,000 件	50,880,000 円						

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費 項	2 高 額 療 養 費 目	1 一般被保険者高額療養費	健 康 保 険 課
---	---------------	---------------	---------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																																														
一般被保険者高額療養費	2,419,351	○一般被保険者高額療養費 ・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給する。 【要件】 同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される。 ■ 月の1日から末日までをひと月分として計算 ■ 医療機関ごと、入院・外来ごとに計算 ■ 同じ月内、同じ世帯で1件21,000円以上かかった診療が、2件以上あった場合は合算 (上記は70歳未満の場合、70歳～74歳の場合は、すべての医療費が合算対象) ■ 外来の院外処方で薬局に支払った金額は、処方箋を出した医療機関での一部負担金として合算 ■ 厚生労働大臣が定める疾病で、療養期間が長く、かつ、高額な治療を継続する血友病や人工透析治療を行う慢性腎不全等の場合は、自己負担が1万円(70歳未満の上位所得者で人工透析が必要な慢性腎不全の方は2万円)で、その額を超えた分を国保が負担 70歳未満 <table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>限度額</th><th>限度額 (4回目以降)</th></tr><tr><td>ア</td><td>基礎控除後の所得 901万円超</td><td>252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の所得 800万円～901万円以下</td><td>167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table> 70歳から74歳(H30.8月から) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>外支のみの 限度額(個人)</th><th colspan="2">入院・外来を合わせた限度額(世帯)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>1～3回目</th><th>4回目以降</th></tr><tr><td rowspan="3">一定以上所得者</td><td>Ⅲ</td><td>住民税課税所得 680万円以上</td><td>252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>住民税課税所得 380万円以上</td><td>167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>住民税課税所得 145万円以上</td><td>80,100円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td colspan="2">一般 (住民税課税所得145万円未満等)</td><td>18,000円 (年額14.4万円上限) 8月～翌年7月まで</td><td>57,600円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入世帯主と世帯主が住民税非課税世帯の世帯)</td><td></td><td colspan="2">24,600円</td></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入世帯主と世帯主の所得が0の世帯)</td><td>8,000円</td><td colspan="2">15,000円</td></tr></table> 財源：一般財源	区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	イ	基礎控除後の所得 800万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円	区分		外支のみの 限度額(個人)	入院・外来を合わせた限度額(世帯)					1～3回目	4回目以降	一定以上所得者	Ⅲ	住民税課税所得 680万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 +(総医療費-842,000円×1%)	44,400円	一般 (住民税課税所得145万円未満等)		18,000円 (年額14.4万円上限) 8月～翌年7月まで	57,600円		住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入世帯主と世帯主が住民税非課税世帯の世帯)			24,600円		住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入世帯主と世帯主の所得が0の世帯)		8,000円	15,000円	
区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)																																																													
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																																																													
イ	基礎控除後の所得 800万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																																																													
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円																																																													
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円																																																													
オ	住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円																																																													
区分		外支のみの 限度額(個人)	入院・外来を合わせた限度額(世帯)																																																													
			1～3回目	4回目以降																																																												
一定以上所得者	Ⅲ	住民税課税所得 680万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																																																												
	Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																																																												
	Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 +(総医療費-842,000円×1%)	44,400円																																																												
一般 (住民税課税所得145万円未満等)		18,000円 (年額14.4万円上限) 8月～翌年7月まで	57,600円																																																													
住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入世帯主と世帯主が住民税非課税世帯の世帯)			24,600円																																																													
住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入世帯主と世帯主の所得が0の世帯)		8,000円	15,000円																																																													

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	2 高 額 療 養 費 目	2 退職被保険者等高額療養費
---	---------------	---------------	----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																										
退職被保険者等高額療養費	3,532	○退職被保険者等高額療養費 ・高額療養費の支給 次のような場合に、その超えた分を高額療養費として支給する。 【要件】 同じ人が同じ月内に医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される。 ■ 月の1日から末日までをひと月分として計算 ■ 医療機関ごと、入院・外来ごとに計算 ■ 同じ月内、同じ世帯で1件21,000円以上かかった診療が、2件以上あった場合は合算 (上記は70歳未満の場合、70歳～74歳の場合は、すべての医療費が合算対象) ■ 外来の院外処方で薬局に支払った金額は、処方箋を出した医療機関での一部負担金として合算 ■ 厚生労働大臣が定める疾病で、療養期間が長く、かつ、高額な治療を継続する血友病や人工透析治療を行う慢性腎不全等の場合は、自己負担が1万円(70歳未満の上位所得者で人工透析が必要な慢性腎不全の方は2万円)で、その額を超えた分を国保が負担 70歳未満 <table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>限度額</th><th>限度額 (4回目以降)</th></tr><tr><td>ア</td><td rowspan="4">住民税課税世帯</td><td>基礎控除後の所得 901万円超</td><td>252,800円 +(総医療費-842,000円×1%)</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～901万円以下</td><td>167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>オ</td><td colspan="2">住民税非課税世帯等</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table> 財源：一般財源	区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)	ア	住民税課税世帯	基礎控除後の所得 901万円超	252,800円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円	イ	基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯等		35,400円	24,600円
区分	所得要件	限度額	限度額 (4回目以降)																									
ア	住民税課税世帯	基礎控除後の所得 901万円超	252,800円 +(総医療費-842,000円×1%)	140,100円																								
イ		基礎控除後の所得 600万円～901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円×1%)	93,000円																								
ウ		基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円×1%)	44,400円																								
エ		基礎控除後の所得 201万円以下	57,600円	44,400円																								
オ	住民税非課税世帯等		35,400円	24,600円																								

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費 項	2 高 額 療 養 費 目	3 一般被保険者高額介護合算療養費	健 康 保 険 課
---	---------------	---------------	-------------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																																					
一般被保険者高額介護 合算療養費	900	○一般被保険者高額介護合算療養費 ・高額介護合算療養費の支給 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して次の限度額を超えたときは、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する。 70歳未満の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>基礎控除後の所得 800万円～901万円以下</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～800万円以下</td><td>87万円</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>60万円</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>34万円</td></tr> </tbody> </table> 70歳以上の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得者</th><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一定以上</td><td>Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上</td><td>212万円</td></tr> <tr> <td>Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上</td><td>141万円</td></tr> <tr> <td>Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上</td><td>87万円</td></tr> <tr> <td></td><td>一般 (住民税課税所得145万円未満等)</td><td>56万円</td></tr> <tr> <td></td><td>住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td></td><td>住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)</td><td>19万円</td></tr> </tbody> </table> 財源：一般財源	区分	所得区分	限度額	ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	212万円	イ	基礎控除後の所得 800万円～901万円以下	141万円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～800万円以下	87万円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円	オ	住民税非課税世帯等	34万円	所得者	所得区分	限度額	一定以上	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	212万円	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	141万円	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	87万円		一般 (住民税課税所得145万円未満等)	56万円		住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)	31万円		住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)	19万円
区分	所得区分	限度額																																					
ア	住民税課税世帯 基礎控除後の所得 901万円超	212万円																																					
イ	基礎控除後の所得 800万円～901万円以下	141万円																																					
ウ	基礎控除後の所得 201万円～800万円以下	87万円																																					
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円																																					
オ	住民税非課税世帯等	34万円																																					
所得者	所得区分	限度額																																					
一定以上	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	212万円																																					
	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	141万円																																					
	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	87万円																																					
	一般 (住民税課税所得145万円未満等)	56万円																																					
	住民税非課税世帯Ⅱ (国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯)	31万円																																					
	住民税非課税世帯Ⅰ (国保加入者全員と世帯主の所得が0の世帯)	19万円																																					

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費 項	2 高 額 療 養 費 目	4 退職被保険者等高額介護合算療養費
---	---------------	---------------	--------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明																		
退職被保険者等高額介護合算療養費	150	○退職被保険者等高額介護合算療養費 ・高額介護合算療養費の支給 年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して次の限度額を超えたときは、その超えた額を高額介護合算療養費として支給する。 70歳未満の自己負担限度額 <table><tr><th>区分</th><th>所得区分</th><th>限度額</th></tr><tr><td>ア</td><td>基礎控除後の所得 801万円超</td><td>212万円</td></tr><tr><td>イ</td><td>基礎控除後の所得 600万円～801万円以下</td><td>141万円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>基礎控除後の所得 201万円～600万円以下</td><td>67万円</td></tr><tr><td>エ</td><td>基礎控除後の所得 201万円以下</td><td>60万円</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯等</td><td>34万円</td></tr></table> 財源：一般財源	区分	所得区分	限度額	ア	基礎控除後の所得 801万円超	212万円	イ	基礎控除後の所得 600万円～801万円以下	141万円	ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円	エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円	オ	住民税非課税世帯等	34万円
区分	所得区分	限度額																		
ア	基礎控除後の所得 801万円超	212万円																		
イ	基礎控除後の所得 600万円～801万円以下	141万円																		
ウ	基礎控除後の所得 201万円～600万円以下	67万円																		
エ	基礎控除後の所得 201万円以下	60万円																		
オ	住民税非課税世帯等	34万円																		

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 險 給 付 費	項	3 移 送 費	目	1 一 般 被 保 険 者 移 送 費
---	-------------	---	---------	---	---------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者移送費	1	○一般被保険者移送費 被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	3 移 送 費 目	2 退 職 被 保 険 者 等 移 送 費
---	---------------	-----------	-----------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等移送費	1	○退職被保険者等移送費 被保険者が療養の給付を受けるため、病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	4 出 産 育 児 諸 費 目	1 出 産 育 児 一 時 金
---	---------------	-----------------	-----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
出産育児一時金	76,860	○出産育児一時金 ・出産育児一時金の支給 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、1件当たり40万4千円を支給する。産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は、40万4千円に1万6千円を加算して42万円を支給する。 支給見込額 <table><tr><td>単価(円)</td><td>件数(件)</td><td>金額(円)</td></tr><tr><td>420,000</td><td>183</td><td>76,860,000</td></tr></table> 財源：一般財源			単価(円)	件数(件)	金額(円)	420,000	183	76,860,000
単価(円)	件数(件)	金額(円)								
420,000	183	76,860,000								

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	4 出 産 育 児 諸 費 目	2 支 払 手 数 料
---	---------------	-----------------	-------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
支払手数料	37	○支払手数料 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度により、岩手県国民健康保険団体連合会に対し手数料を支出する。								
		支給見込額	<table><tr><td>単価(円)</td><td>件数(件)</td><td>金額(円)</td></tr><tr><td>210</td><td>175</td><td>36,750</td></tr></table>	単価(円)	件数(件)	金額(円)	210	175	36,750	
		単価(円)	件数(件)	金額(円)						
210	175	36,750								
財源：一般財源										

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	5 葬 祭 諸 費 目	1 葬 祭 給 付 費
---	---------------	-------------	-------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明						
葬祭給付費	10,890	○葬祭給付費 ・葬祭費の支給 被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対して1件当たり3万円を支給する。 支給見込額 <table><tr><td>単価(円)</td><td>件数(件)</td><td>金額(円)</td></tr><tr><td>30,000</td><td>363</td><td>10,890,000</td></tr></table> 財源：一般財源	単価(円)	件数(件)	金額(円)	30,000	363	10,890,000
単価(円)	件数(件)	金額(円)						
30,000	363	10,890,000						

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費 項	6 医 療 費 助 成 費 目	1 医 療 費 助 成 費
---	---------------	-----------------	---------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
医療費助成事業	2,500	○医療費助成事業 収入が生活保護基準以下の世帯の国保加入者を対象に、1世帯につき1年度に4回を上限に医療費の一部負担金を助成する。 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	1 医療給付費納付金	目	1 一般被保険者医療給付費納付金
---	----------------	---	------------	---	------------------

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
一般被保険者医療給付費納付金	4, 868, 530	○一般被保険者医療給付費納付金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち一般被保険者医療給付費分に充てるもの。 ・ 国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療給付費納付金） 4,868, 530 千円 財源：一般財源 (国民健康保険事業費納付金全体内訳) (千円) <table><tr><td>国民健康保険事業費納付金 (全体)</td><td>一般被保険者医療給付費 納付金</td><td>退職被保険者等医療給付費 納付金</td><td>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</td><td>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</td><td>介護納付金</td></tr><tr><td>6, 877, 843</td><td>4, 868, 530</td><td>4, 317</td><td>1, 509, 696</td><td>1, 470</td><td>493, 830</td></tr></table>	国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6, 877, 843	4, 868, 530	4, 317	1, 509, 696	1, 470	493, 830
国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6, 877, 843	4, 868, 530	4, 317	1, 509, 696	1, 470	493, 830									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	1 医療給付費納付金	目	2 退職被保険者等医療給付費納付金
---	----------------	---	------------	---	-------------------

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
退職被保険者等医療給 付費納付金	4,317	○退職被保険者等医療給付費納付金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち退職被保険者医療給付費分に充てるもの。 ・国民健康保険事業費納付金（退職被保険者等医療給付費納付金）4,317 千円 財源：一般財源 （国民健康保険事業費納付金全体内訳）（千円） <table><tr><td>国民健康保険 事業費納付金 （全体）</td><td>一般被保険者 医療給付費 納付金</td><td>退職被保険者 等医療給付費 納付金</td><td>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</td><td>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</td><td>介護納付金</td></tr><tr><td>6,877,843</td><td>4,868,530</td><td>4,317</td><td>1,509,696</td><td>1,470</td><td>493,830</td></tr></table>	国民健康保険 事業費納付金 （全体）	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830
国民健康保険 事業費納付金 （全体）	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	2 後期高齢者支援金等納付金	目	1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金
---	----------------	---	----------------	---	----------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	1,509,696	○一般被保険者後期高齢者支援金等納付金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち一般被保険者後期高齢者支援金等に充てるもの。 ・国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者支援金等納付金） 1,509,696 千円 財源：一般財源 (国民健康保険事業費納付金全体内訳) (千円) <table><tr><th>国民健康保険事業費納付金 (全体)</th><th>一般被保険者医療給付費 納付金</th><th>退職被保険者等医療給付費 納付金</th><th>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</th><th>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</th><th>介護納付金</th></tr><tr><td>6,877,843</td><td>4,868,530</td><td>4,317</td><td>1,509,696</td><td>1,470</td><td>493,830</td></tr></table>	国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830
国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	2 後期高齢者支援金等納付金	目	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金
---	----------------	---	----------------	---	-----------------------

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
退職被保険者等後期高 齢者支援金等納付金	1,470	○退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち退職被保険者等後期高齢者支援金等に充てるもの。 ・国民健康保険事業費納付金（退職被保険者等医療給付費納付金）1,470 千円 財源：一般財源 (国民健康保険事業費納付金全体内訳)(千円) <table><tr><td>国民健康保険 事業費納付金 (全体)</td><td>一般被保険者 医療給付費 納付金</td><td>退職被保険者 等医療給付費 納付金</td><td>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</td><td>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</td><td>介護納付金</td></tr><tr><td>6,877,843</td><td>4,868,530</td><td>4,317</td><td>1,509,696</td><td>1,470</td><td>493,830</td></tr></table>	国民健康保険 事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830
国民健康保険 事業費納付金 (全体)	一般被保険者 医療給付費 納付金	退職被保険者 等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	3 国民健康保険事業費納付金	項	3 介護納付金	目	1 介護納付金	健康保険課
---	----------------	---	---------	---	---------	-------

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
介護納付金	493,830	○介護納付金 平成30年度国民健康保険法の一部改正により、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたため新設されたもので、県の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金（市町村の保険給付費相当分を県が負担するもの）等に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金のうち介護納付金に充てるもの。 ・国民健康保険事業費納付金（介護納付金）493,830 千円 財源：一般財源 (国民健康保険事業費納付金全体内訳)(千円) <table><tr><td>国民健康保険事業費納付金 (全体)</td><td>一般被保険者医療給付費 納付金</td><td>退職被保険者等医療給付費 納付金</td><td>一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金</td><td>退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金</td><td>介護納付金</td></tr><tr><td>6,877,843</td><td>4,868,530</td><td>4,317</td><td>1,509,696</td><td>1,470</td><td>493,830</td></tr></table>	国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金	6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830
国民健康保険事業費納付金 (全体)	一般被保険者医療給付費 納付金	退職被保険者等医療給付費 納付金	一般被保険者後期 高齢者支援金等 納付金	退職被保険者等後 期高齢者支援金等 納付金	介護納付金									
6,877,843	4,868,530	4,317	1,509,696	1,470	493,830									

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	4 共 同 事 業 拠 出 金	項	1 共 同 事 業 拠 出 金	目	1 その他共同事業拠出金
---	-----------------	---	-----------------	---	--------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
その他共同事業拠出金	20	○その他共同事業拠出金 退職者医療制度の該当者把握の目的で、国民健康保険中央会からの各種年金受給権者データを各都道府県国保連は各市町村に送付する。当該処理に係る費用の分担金の納付に要する費用に充てるため、市町村が退職者医療共同事業分担金を各都道府県国保連に納付するもの。 ・退職医療事業分担金 20 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	5 保 健 事 業 費 項	1 保 健 事 業 費 目	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
---	---------------	---------------	-----------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定健康診査等事業費	218,086	○特定健康診査等事業費 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者に特定健康診査等の実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導に要する経費である。 ・健診委託料（19,242人分） 196,348 千円 ・国保連データ管理委託料 4,234 千円 ・受診券作成委託料 2,187 千円 ・特定健診受診率向上対策業務委託料 6,900 千円 ・郵便料・専用通信回線使用料 4,388 千円 ・その他の経費 4,029 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	5 保 健 事 業 費 項	1 保 健 事 業 費 目	2 保 健 事 業 費	健 康 保 険 課
---	---------------	---------------	-------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
人間ドック健康診断事業	20,147	○人間ドック健康診断事業 保健事業の一環として疾病の早期発見、健康の保持増進を図るため、国保の被保険者が人間ドックにより健康診断を受けた場合に、その経費の一部を助成するものである。 助成額（1日コース，1泊2日コースとも同額） 男（1日，1泊共） 20,000円/人 女（1日，1泊共） 24,000円/人 女（1日，1泊共） 20,000円/人 ※女20,000円/人は乳がんと子宮がん検診のいずれも受診しない場合の単価 委託料 上記の助成額のうち，特定健診に係る検査費用分が除かれた金額が人間ドック健康診断事業の予算科目から支出となる委託料である。（合計 20,146,800円） 内訳 特定健診受診時の単価 9,840円×1,037人 特定健診受診時の単価 13,840円×508人 特定健診対象外者 20,000円×82人 特定健診対象外者 24,000円×53人（女性健診含） 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	5 保 健 事 業 費 項	1 保 健 事 業 費 目	2 保 健 事 業 費	健 康 保 険 課
---	---------------	---------------	-------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
訪問保健指導事業	5,879	○訪問保健指導事業 国保加入者の中から重複・頻回受診者や糖尿病、高血圧で治療中の者を抽出し、診療報酬明細書の詳しい状況を把握して保健師による訪問指導及び健康教室を行うことで重症化を予防し、併せて医療費の抑制、適正化を図るものである。 訪問保健指導保健師報酬（2人） 4,944 千円 社会保険料 725 千円 健康教室講師謝金 111 千円 保健指導用パンフレット他 99 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	6 基金積立金 項	1 基金積立金 目	1 基金積立金
---	-----------	-----------	---------

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
国民健康保険事業財政調整基金積立金	93	○国民健康保険事業財政調整基金積立金 盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例第4条により、基金の運用から生ずる収益(利子)を国民健康保険特別会計予算に計上して、基金に編入するものである。 国民健康保険事業財政調整積立金 93 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 目	1 一般被保険者保険税還付金	健 康 保 険 課
---	-------------	-------------------------	----------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者保険税還付金	33,000	○一般被保険者保険税還付金 ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) ・過誤納付による還付金(地方税法第17条) 一般被保険者保険税還付金 ・医療給付費分 23,000 千円 ・後期高齢者支援金分 7,000 千円 ・介護納付金分 3,000 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 目	2 退職被保険者等保険税還付金	健 康 保 険 課
---	-------------	-------------------------	-----------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等保険税 還付金	700	○退職被保険者等保険税還付金 ・年度遡及して生じる還付金(社保加入や転出による資格喪失及び住民異動等による税額変更) ・過誤納付による還付金(地方税法第17条) 退職被保険者等保険税還付金 ・医療給付費分 460 千円 ・後期高齢者支援金分 120 千円 ・介護納付金分 120 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	目	3 償 還 金
---	-------------	-----------------------	---	---------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
償還金	1	○償還金 平成30年度国庫負担金等の実績見込に基づく申請により概算交付されたもののうち、実績と概算交付額との差額の超過交付分を返還するもの。 償還金 1 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 目	4 一 般 被 保 険 者 還 付 加 算 金
---	-------------	-------------------------	-------------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
一般被保険者還付加算金	850	○一般被保険者還付加算金 ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 ・過誤納付による還付加算金(地方税法第17条の4), 還付又は充当する金額に年1.9%を加算する。 一般被保険者還付加算金 ・医療給付費分 750 千円 ・後期高齢者支援金分 50 千円 ・介護納付金分 50 千円 財源：一般財源

国民健康保険費特別会計【歳出】

款	7 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 目	5 退職被保険者等還付加算金
---	-------------	-------------------------	----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
退職被保険者等還付加算金	110	○退職被保険者等還付加算金 ・年度遡及して生じる還付金に対する加算金 ・過誤納付による還付加算金(地方税法第17条の4), 還付又は充当する金額に年1.9%を加算する。 退職被保険者還付加算金 ・医療給付費分 80 千円 ・後期高齢者支援金分 10 千円 ・介護納付金分 20 千円 財源：一般財源

介護保険費特別会計【歳入】

款	1	保 険 料	項	1	介 護 保 険 料	目	1	第 1 号 被 保 険 者 保 険 料
---	---	-------	---	---	-----------	---	---	---------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現年度分特別徴収保険料	5,309,587	○ 特別徴収保険料（現年度分） 介護保険第1号被保険者の特別徴収（年金からの天引き納付）分に係る保険料額 5,309,587千円
現年度分普通徴収保険料	410,382	○ 普通徴収保険料（現年度分） 介護保険第1号被保険者の普通徴収（金融機関等での納付）分に係る保険料額 410,382千円

介護保険費特別会計【歳入】

款	3	国庫支出金	項	1	国庫負担金	目	1	介護給付費負担金
---	---	-------	---	---	-------	---	---	----------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分	4,387,066	○ 介護給付費に係る国庫負担金（現年度分） 4,387,066千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・ 県・市町村の負担金であり，その中の国の負担金である。 国庫負担金割合：施設等分15%，その他分20%

介護保険費特別会計【歳入】

款	3	国庫支出金	項	2	国庫補助金	目	1	調整交付金
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分	1,222,949	○ 介護給付費に係る財政調整交付金（現年度分） 1,222,949千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の国の補助金である。 財政調整交付金割合：5%（平成29年度実績5.13%）

介護保険費特別会計【歳入】

款	3	国庫支出金	項	2	国庫補助金	目	2 地域支援事業費交付金（介護 予防・日常生活支援総合事業）
---	---	-------	---	---	-------	---	-----------------------------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	128,330	○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 128,330千円 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率25/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。

介護保険費特別会計【歳入】

款	3 国庫支出金	項	2 国庫補助金	目	3 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）
---	---------	---	---------	---	---------------------------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	157,313	○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 157,313千円 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率38.5/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支 払 基 金 交 付 金	項	1 支 払 基 金 交 付 金	目	1 介 護 給 付 費 交 付 金
---	-----------------	---	-----------------	---	-------------------

介 護 保 険 課

科 目	金 額	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	6,436,573	○ 介護給付費に係る支払基金交付金（現年度分） 6,436,573千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，当該交付金は，第2号保険者（40～64歳）が納めた介護保険料である。 支払基金交付金割合：27%

介護保険費特別会計【歳入】

款	4 支払基金交付金	項	1 支払基金交付金	目	2 地域支援事業支援交付金
---	-----------	---	-----------	---	---------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	138,596	○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 138,596千円 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率27/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。

介護保険費特別会計【歳入】

款	5	県支出金	項	1	県負担金	目	1	介護給付費負担金	介護保険課
---	---	------	---	---	------	---	---	----------	-------

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分	3,360,661	○ 介護給付費に係る県負担金（現年度分） 3,360,661千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の県の負担金である。 県負担金割合：施設等分17.5%，その他分12.5%

介護保険費特別会計【歳入】

款	5	県支出金	項	2	県補助金	目	1 地域支援事業費交付金（介護 予防・日常生活支援総合事業）
---	---	------	---	---	------	---	-----------------------------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	64,165	○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 64,165千円 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率12.5/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。

介護保険費特別会計【歳入】

款	5	県支出金	項	2	県補助金	目	2 地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）
---	---	------	---	---	------	---	---------------------------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
現 年 度 分	78,656	○地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 78,656千円 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業以外の総事業費から対象外経費を控除した額に交付率19.25/100を乗じて得た額。（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの） 翌年度に提出する実績報告により交付金の額が確定となり、確定額を超える交付金が交付されているときは、超える部分について返還する。

介護保険費特別会計【歳入】

款	7	繰入金	項	1	一般会計繰入金	目	1	一般会計繰入金
---	---	-----	---	---	---------	---	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分介護給付費繰入金	2,979,895	○ 介護給付費に係る一般会計繰入金（市負担分）（現年度分） 2,979,895千円 介護保険の財源のうち50%が40歳以上の被保険者が納める保険料，残りの50%が公費である国・県・市町村の負担金であり，その中の市の負担金である。 市負担割合：12.5%
現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	64,165	○ 現年度分地域支援事業費に係る一般会計繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 64,165千円 介護保険費特別会計で実施している地域支援事業のうち，事業額から個人負担等の対象外経費を控除し，残った対象経費の12.5%が負担されるものである。
現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	78,656	○ 現年度分地域支援事業費に係る一般会計繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 78,656千円 介護保険費特別会計で実施している地域支援事業のうち，事業額から個人負担等の対象外経費を控除し，残った対象経費の19.25%が負担されるものである。
その他一般会計繰入金	404,673	○ その他一般会計繰入金 404,673千円 ・ 保険料関係事務費 38,209千円 ・ 認定関係事務費 156,984千円 ・ システム整備費等 32,834千円 ・ 職員人件費 158,870千円 ・ その他事務費等 17,776千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費
---	---	-----	---	---	-------	---	---	-------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
一般管理事務	159,436	○一般管理事務 介護保険に係る一般管理経費 ・職員給与費(25人) 156,453千円 ・その他の経費 2,983千円
給付事務	15,210	○給付事務 介護給付事務に係る一般経費 ・介護保険システムバッチ処理委託料(給付管理業務) 8,969千円 ・郵便料 5,630千円 ・その他の経費 611千円
介護保険システム整備事業	32,835	○介護保険システム整備事業 介護保険システム機器等の賃貸借や介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための経費 ・介護保険システム改修委託料 4,246千円 ・介護保険システム機器等借上料 28,589千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1	総務費	項	1	総務管理費	目	2	運営協議会費
---	---	-----	---	---	-------	---	---	--------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
運営協議会事務	303	○運営協議会事務 盛岡市介護保険運営協議会に係る一般経費 ・運営協議会委員報酬(16人) 288千円 ・その他の経費 15千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	2 徴収費	目	1 賦課徴収費
---	-------	---	-------	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
被保険者証発行事務	2,415	○被保険者証発行事務 被保険者の資格得喪の管理及び被保険者証の発行を行う。 介護予防・日常生活支援総合事業に係る被保険者証の発行を行う。 ・介護保険システムバッチ処理委託料（資格管理業務）1,921千円 ・その他の経費494千円
賦課徴収事務	35,795	○賦課徴収事務 介護保険料の賦課及び徴収に要する経費 ・郵便料6,883千円 ・介護保険バッチ処理業務委託料（収納データ異動日次更新処理等）21,733千円 ・電話催告委託料2,673千円 ・口座振替手数料，保険料特徴に係る団体経由手数料，コンビニ収納手数料1,183千円 ・新滞納管理システム借上料2,219千円 ・その他の経費1,104千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	1	総務費	項	3	介護認定審査会費	目	1	介護認定審査会費
---	---	-----	---	---	----------	---	---	----------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
介護認定審査会事務	88,022	○介護認定審査会事務 要介護（要支援）認定申請の受付，主治医意見書作成依頼，介護認定審査会の運営及び要介護（要支援）認定を行い，結果を被保険者あてに通知する。 ・介護認定審査会委員報酬 18,460千円 ・主治医意見書作成料 62,446千円 ・その他の経費 7,116千円 郵便料，印刷製本費等

介護保険費特別会計【歳出】

款	1	総務費	項	3	介護認定審査会費	目	2	認定調査等事務
---	---	-----	---	---	----------	---	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
認定調査等事務	69,402	○認定調査等事務 要介護（要支援）認定調査等を適正・円滑に行う。 ・介護支援専門員（非常勤職員11人）報酬，共済費 31,796千円 ・要介護認定調査業務委託料 35,314千円 ・その他の経費 2,292千円 郵便料，認定調査に係る旅費等

介護保険費特別会計【歳出】

款	1	総務費	項	4	趣旨普及費	目	1	趣旨普及費
---	---	-----	---	---	-------	---	---	-------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
趣旨普及事務	2,264	○趣旨普及事務 介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険制度の趣旨普及を行う。 ・保険料通知同封用パンフレット等の印刷製本費 2,142千円 ・その他の経費 122千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サービス 等 諸 費	目	1	居 宅 介 護 サービス 給 付 費
---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	--------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護サービス給付費	10,396,096	○居宅介護サービス給付費 要介護者が指定居宅サービス事業者の行う居宅サービスを受けた場合に、居宅介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	2	特例居宅介護サービス給付費
---	---	-----------	---	---	-------------------	---	---	---------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例居宅介護サービス 給付費	10	○特例居宅介護サービス給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で居宅サービスを受けた場合に、特例居宅介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費	項	1 介 護 サービス 等 諸 費	目	3 施 設 介 護 サービス 給 付 費
---	-------------	---	------------------	---	----------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
施設介護サービス給付費	6,892,052	○施設介護サービス給付費 要介護者が介護保険施設に入所し施設サービスを受けた場合に、施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費	項	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	4 特例施設介護サービス給付費
---	-------------	---	---------------------	---	-----------------

介 護 保 険 課

科 - 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例施設介護サービス 給付費	10	○特例施設介護サービス給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で施設サービスを受けた場合に、特例施設介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	5	居 宅 介 護 福 祉 用 具 購 入 費
---	---	-----------	---	---	-------------------	---	---	-----------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護福祉用具購入費	24,840	○居宅介護福祉用具購入費 在宅の要介護者が指定された特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入した場合に、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 險 給 付 費	項	1	介 護 サービス 等 諸 費	目	6	居 宅 介 護 住 宅 改 修 費
---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	-------------------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護住宅改修費	40,214	○居宅介護住宅改修費 在宅の要介護者が手すりの取付け等の住宅改修を行った場合に、居宅介護住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サービス 等 諸 費	目	7	居 宅 介 護 サービス 計 画 給 付 費
---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	------------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
居宅介護サービス計画 給付費	1,318,693	○居宅介護サービス計画給付費 在宅の要介護者が居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援を受けた場合に、居宅介護サービス計画費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	8	特例居宅介護サービス計画給付費
---	---	-----------	---	---	-------------------	---	---	-----------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例居宅介護サービス 計画給付費	10	○特例居宅介護サービス計画給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援を受けた場合に、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	1	介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	9	地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費
---	---	-----------	---	---	-------------------	---	---	-----------------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域密着型介護サービス給付費	3,276,868	○地域密着型介護サービス給付費 要介護者が指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型サービスを受けた場合に、地域密着型介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費	項	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	10 特例地域密着型介護サービス給付費
---	-------------	---	---------------------	---	---------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例地域密着型介護 サービス給付費	10	○特例地域密着型介護サービス給付費 要介護者が緊急やむを得ない理由等で指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型サービスを受けた場合に、特例地域密着型介護サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	1	介 護 予 防 サ ー ビ ス 給 付 費
---	---	-----------	---	---	-----------------------	---	---	-----------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防サービス給付費	393,728	○介護予防サービス給付費 要支援者が指定介護予防サービス事業者の行う指定介護予防サービスを受けた場合に、介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介護予防サービス等諸費	目	2	特例介護予防サービス給付費
---	---	-----------	---	---	-------------	---	---	---------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例介護予防サービス 給付費	10	○特例介護予防サービス給付費 要支援者が緊急やむを得ない理由等で居宅サービス事業者の行う居宅サービスを受けた場合に、特例介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	3	介 護 予 防 福 祉 用 具 購 入 費
---	---	-----------	---	---	-----------------------	---	---	-----------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防福祉用具購入費	6,419	○介護予防福祉用具購入費 在宅の要支援者が指定された特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入した場合に、介護予防福祉用具購入費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介護予防サービス等諸費	目	4	介護予防住宅改修費
---	---	-----------	---	---	-------------	---	---	-----------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防住宅改修費	17,026	○介護予防住宅改修費 在宅の要支援者が手すりの取付け等の住宅改修を行った場合に、介護予防住宅改修費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	5	介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 給 付 費
---	---	-----------	---	---	-----------------------	---	---	---------------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防サービス計画 給付費	72,789	○介護予防サービス計画給付費 在宅の要支援者が指定介護予防支援事業者の行う指定介護予防支援を受けた場合に、介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	目	6	特 例 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 給 付 費
---	---	-----------	---	---	-----------------------	---	---	-------------------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例介護予防サービス 計画給付費	10	○特例介護予防サービス計画給付費 要支援者が緊急やむを得ない理由等で指定介護予防支援事業者の行う介護予防支援を受けた場合に、特例介護予防サービス計画給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介 護 予 防 サービス 等 諸 費	目	7	地 域 密 着 型 介 護 予 防 サービス 給 付 費
---	---	-----------	---	---	--------------------	---	---	------------------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域密着型介護予防 サービス給付費	16,398	○地域密着型介護予防サービス給付費 要支援者が指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型介護予防サービスを受けた場合に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	2	介護予防サービス等諸費	目	8	特例地域密着型介護予防サービス給付費
---	---	-----------	---	---	-------------	---	---	--------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例地域密着型介護予防サービス給付費	10	○特例地域密着型介護予防サービス給付費 要支援者が緊急やむを得ない理由等で指定地域密着型介護サービス事業者の行う地域密着型介護予防サービスを受けた場合に、特例地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	3	そ の 他 諸 費	目	1	審 査 支 払 手 数 料
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
審査支払手数料	28,897	○審査支払手数料 サービス事業者からの介護給付費の請求についての審査及び支払いを委託している岩手県国民健康保険団体連合会に対して、手数料を支払う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	4	高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	目	1	高 額 介 護 サ ー ビ ス 費
---	---	-----------	---	---	---------------------	---	---	-------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護サービス費	565,614	○高額介護サービス費 要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	4	高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	目	2	高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費
---	---	-----------	---	---	---------------------	---	---	-----------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護予防サービス 費	394	○高額介護予防サービス費 要支援者が居宅サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護予防 サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 險 給 付 費	項	5	高額医療合算介護サービス等費	目	1	高額医療合算介護サービス費
---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	---------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護サービス費	65,555	○高額医療合算介護サービス費 要介護者が、介護保険サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額(年額)を超えた場合、高額医療合算介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	5	高額医療合算介護サービス等費	目	2	高額医療合算介護予防サービス費
---	---	-----------	---	---	----------------	---	---	-----------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護予防 サービス費	245	○高額医療合算介護予防サービス費 要支援者が、介護保険サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上 限額(年額)を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	6	特定入所者介護サービス等費	目	1	特定入所者介護サービス費
---	---	-----------	---	---	---------------	---	---	--------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定入所者介護サービス費	722,607	○特定入所者介護サービス費 低所得の要介護者が介護保険施設に入所等をした場合に、食費・居住費の負担軽減を図るため、特定入所者介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2 保 険 給 付 費	項	6 特定入所者介護サービス等費	目	2 特例特定入所者介護サービス費
---	-------------	---	-----------------	---	------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例特定入所者介護 サービス費	10	○特例特定入所者介護サービス費 低所得の要介護者が緊急やむを得ない理由等で施設サービスを利用した場合に、介護保険施設入所等に係る食費・居住費について負担軽減を図るため、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	6	特定入所者介護サービス等費	目	3	特定入所者介護予防サービス費
---	---	-----------	---	---	---------------	---	---	----------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特定入所者介護予防 サービス費	637	○特定入所者介護予防サービス費 低所得の要支援者が短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合に、食費・滞在費の負担軽減を図るため、特定入所者介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	2	保 険 給 付 費	項	6	特定入所者介護サービス等費	目	4	特例特定入所者介護予防サービス費
---	---	-----------	---	---	---------------	---	---	------------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
特例特定入所者介護予防サービス費	10	○特例特定入所者介護予防サービス費 低所得の要支援者が緊急やむを得ない理由等で短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合に、食費・滞在費について負担軽減を図るため、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	1	介護予防・生活支援サービス事業費	目	1	第1号訪問事業
---	---	---------	---	---	------------------	---	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
訪問介護事業	120,932	○第1号訪問事業 介護保険の要支援者及び事業対象者に対して、指定事業者による介護予防訪問介護相当の訪問型サービス（ホームヘルパーサービス）を提供する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	1	介護予防・生活支援サービス事業費	目	1	第1号訪問事業
---	---	---------	---	---	------------------	---	---	---------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
訪問型サービスB事業	1,600	○ 訪問型サービスB事業（総合計画事業） 介護保険法第115条の4第1項第1号イの規定に基づき、介護保険の要支援者及びこれに準ずる者（事業対象者）に対して、住民の支え合いによる訪問型サービス（従来のホームヘルパーによる生活支援に加え、除草、電球交換、雪かき等の介護保険対象外の生活支援）を提供する。 ・ 第1号訪問事業補助金 1,600 千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	1	介護予防・生活支援サービス事業費	目	2	第1号通所事業
---	---	---------	---	---	------------------	---	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
通所介護事業	297,204	○第1号通所事業 介護保険の要支援者及び事業対象者に対して、指定事業者による介護予防通所介護相当の通所型サービス（デイサービス）を提供する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	1	介護予防・生活支援サービス事業費	目	2	第1号通所事業
---	---	---------	---	---	------------------	---	---	---------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
通所型サービスC事業	9,213	○ 通所型サービスC事業(総合計画事業) 事業対象者が、通所による短期集中的な介護予防プログラムの提供を受ける。また、利用後も在宅でセルフケアを継続できるよう支援する。 ・委託料(介護予防プログラム・アセスメント・送迎加算) 9,151 千円 ・消耗品費 62 千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	1 介護予防・生活支援サービス事業費	目	3 介護予防ケアマネジメント事業
---	-----------	---	--------------------	---	------------------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
介護予防ケアマネジメント事業	63,374	○介護予防ケアマネジメント事業 介護保険の要支援者及び事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地 域 支 援 事 業 費	項	1	介護予防・生活支援サービス事業費	目	3	介護予防ケアマネジメント事業費
---	---	---------------	---	---	------------------	---	---	-----------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防ケアマネジメント事業	709	○ 介護予防ケアマネジメント事業（総合計画事業） 要支援者等が訪問型サービスや通所型サービスを利用する場合に必要とされる介護予防ケアマネジメントを実施する際、必要となる情報を共有するためのシステムを維持するために要する経費。 ・ 支援センターシステム保守委託料 709 千円 財源：国25.0% 県・市各12.5% 第1号被保険者保険料23.0% 第2号被保険者保険料27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	2	一般介護予防事業費	目	1	一般介護予防事業費
---	---	---------	---	---	-----------	---	---	-----------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
介護予防普及啓発事業	15,734	○ 介護予防普及啓発事業（総合計画事業） 健康教育・健康相談等を通じて、介護予防に関する活動の普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する育成・支援を行う。 ◆ 元気はなまる教室 3,046 千円 市民（高齢者）を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室「元気はなまる教室」を実施する。 ・ 直営型教室従事者（体育指導員、保健師等）報償金 848 千円 ・ 委託型教室委託料 1,897 千円 ・ 地域健康教育報償金 96 千円 ・ その他の経費（消耗品、郵便料） 205 千円 ◆ 介護予防講演会 242 千円 市民（高齢者）を対象に、介護予防の講演会を開催する。 ・ 報償金 200 千円 ・ 費用弁償 42 千円 ◆ 介護予防太極拳 390 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防太極拳を開催し、介護予防を進めていく。 ・ 介護予防太極拳開催業務委託料 390 千円 ◆ 介護予防ヨガ教室 390 千円 身近な地域で介護予防に取り組める拠点づくりの役割を担うことができる介護予防ヨガ教室を開催し、介護予防を進めていく。 ・ 介護予防ヨガ教室開催業務委託料 390 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	2	一般介護予防事業費	目	1	一般介護予防事業費
---	---	---------	---	---	-----------	---	---	-----------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
(介護予防普及啓発事業)		◆ 一般介護予防事業対象者介護予防教室 1,760 千円 一般介護予防事業対象者又はその家族、及び高齢者を支える地域の住民等を対象として、認知症予防啓発についての事業と介護予防啓発の事業を行う。 ・ 一般介護予防事業対象者介護予防教室運営業務委託料 1,760 千円 ◆ 介護予防健康相談事業 41 千円 介護予防に関する教室、講演会等に併せて、個別相談を実施する。 ・ 物品修繕料 17 千円 ・ 医薬材料費 24 千円 ◆ 普及啓発事業 1,645 千円 ・ 広報もりおか掲載料、介護予防パンフレット印刷製本費等 1,645 千円 ◆ 介護予防手帳 957 千円 介護予防のためのセルフマネジメントツールとして介護予防手帳を印刷し、対象者に交付する。 ・ 印刷製本費 957 千円 ◆ もりおか老人大学開催事業 7,263 千円 高齢者自身の生きがい及び地域社会参加並びに地域づくりの意識の高揚を図るため、「もりおか老人大学」を開催する。 ・ 各種講座講師等謝金等 3,620 千円 ・ 臨時補助員人件費 2,055 千円 ・ 印刷製本費・消耗品費 1,039 千円 ・ 特別講座委託料 544 千円 ・ その他の経費 5 千円 財源 国：25.0% 県・市：各12.5% 第1号被保険者保険料：23.0% 第2号被保険者保険料：27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------	---	-------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域介護予防活動支援事業	166	○ 地域介護予防活動支援事業（総合計画事業） ◆ 介護予防ボランティア養成事業 106 千円 地域の高齢者を対象に健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する育成・支援を行う。 ・ 介護予防ボランティア養成講座講師謝金 62 千円 ・ 消耗品 30 千円 ・ 介護予防ボランティア活動保険料 14 千円 (介護予防ボランティア68人) ◆ シルバーリハビリ体操推進事業 60 千円 住民運営による高齢者の通いの場の充実と、高齢者の「活動」と「参加」の促進を図るため、岩手県が実施している「シルバーリハビリ体操指導者養成事業」による体操指導ボランティアを養成する。 ・ 消耗品 30 千円 ・ 郵便料 18 千円 ・ シルバーリハビリ体操指導者活動保険料 12 千円 (シルバーリハビリ体操指導者60人) 財源 国：25.0% 県・市：各12.5% 第1号被保険者保険料：23.0% 第2号被保険者保険料：27.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	2 一般介護予防事業費	目	1 一般介護予防事業費
---	-----------	---	-------------	---	-------------

健康福祉課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
介護予防普及啓発事業	582	○介護予防普及啓発事業 ◆高齢者食生活改善栄養教室 在宅高齢者が生き生きと元気に暮らせるよう、健康の基本である食生活についての教室を開催し、高齢者の健康増進を図る。 ・ 報償費（報償金） 62千円 ・ 需用費（消耗品費） 64千円 ◆元気はなまる筋力アップ教室 年齢や心身の状況によって分け隔てすることなく、介護予防のための住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、住民の自主的な社会参加を促し、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 (対象者は介護保険の第一号被保険者及びその支援のための活動に関わるもの) ・ 委託料 456 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	1 総合相談事業費
---	-----------	---	-----------------	---	-----------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
総合相談事業	271,247	○ 総合相談事業(総合計画事業) 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに,可能な限り,地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため,11か所の地域包括支援センターと8か所の介護支援センターに包括的支援業務を委託し,総合相談及び包括的ケア体制の構築など,地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために,継続的かつ包括的な支援を行う。 ・盛岡市包括的支援業務委託料 237,588 千円 ・盛岡市包括的支援(ランチ型)業務委託料 32,728 千円 ・地域包括支援センター運営協議会委員報酬 192 千円 ・地域包括支援センター周知パンフレット印刷製本費 540 千円 ・その他の経費(報償費,旅費) 199 千円 財源:国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・ 任意事業費	目	2	権利擁護事業費
---	---	---------	---	---	-------------------	---	---	---------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
権利擁護事業	61	○ 権利擁護事業（総合計画事業） 地域包括支援センターの職員等関係者を対象に研修を行い、高齢者の権利擁護や高齢者虐待の早期発見、防止、養護者支援等の適切な支援に繋げる。 ・ 高齢者権利擁護虐待防止研修会講師謝金 61 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	-------

地域福祉課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
任意事業	3,830	○任意事業 ・ふれあいのまちづくり事業 盛岡市社会福祉協議会が主体となって実施する「認知症高齢者見守事業（シルバーメイト事業）」に係る経費の一部を補助する。 3,830 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	-------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
任意事業	974	○任意事業 ①給付適正化事業 介護保険給付の適正化を図るため、介護サービスの利用内訳を送付するほか、適正化の啓発事業を行う。 ・給付適正化事業委託料（介護サービス費利用のお知らせ作成業務） 275千円 ・パンフレット作成費 589千円 ・封筒購入 100千円 ②住宅改修理由書作成費補助金 10千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	-------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
任意事業	49,979	○ 任意事業（総合計画事業） 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り地域において、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、各種事業を実施する。 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0% ◆ 認知症支援対策事業 ・ 認知症実務担当者研修旅費 92 千円 ◆ 家族介護者リフレッシュ事業 家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし、介護から一時的に離れて、介護者相互の交流会等を開催。 ・ 家族介護者リフレッシュ事業委託料 952 千円 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実施回数</th><th>延利用者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30見込</td><td>16</td><td>150</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>14</td><td>158</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>13</td><td>136</td></tr> </tbody> </table>		実施回数	延利用者数	H30見込	16	150	H29	14	158	H28	13	136
	実施回数	延利用者数												
H30見込	16	150												
H29	14	158												
H28	13	136												

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・ 任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	-------------------	---	---	-------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明								
(任意事業)		◆ 家族介護慰労金支給事業 住民税非課税世帯であり、介護度4又は5に該当し、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった者を介護する家族に、慰労金100,000円を支給する。 ・ 家族介護慰労金 500 千円 【事業実績】<table><tr><td></td><td>支給件数</td></tr><tr><td>H30見込</td><td>2</td></tr><tr><td>H29</td><td>2</td></tr><tr><td>H28</td><td>2</td></tr></table> ◆ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（シルバーハウジング事業） 市営月が丘アパートの高齢者世話付住宅の入居者に生活援助員を派遣する。 ・ 生活援助員派遣委託料 1,901 千円 ◆ 配食サービス事業 ひとり暮らし又は高齢者世帯等で、食事の調理が困難な者に対し、食事の配達及び安否の確認を行う。 ・ 配食サービス業務委託料 21,225 千円 ◆ ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制を整備することにより、高齢者の地域における自立した生活の継続を図る。 ・ 高齢者等地域生活サポート業務委託料 7,985 千円 ・ 電報電話料 268 千円		支給件数	H30見込	2	H29	2	H28	2
	支給件数									
H30見込	2									
H29	2									
H28	2									

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	-------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
(任意事業)		◆ 介護教室・医療保健講座 高齢者等及びその家族等が、介護予防や介護技術、医療・保健等の知識を習得し、在宅介護や地域支援などに活用することを目的とする。地区福祉推進会単位で実施。 ・ 介護教室・医療保健講座開催事業委託料 967 千円 ◆ 成年後見制度利用支援事業 認知症等により判断能力が不十分で、身寄りがないことや費用負担が困難なために成年後見制度を利用できない高齢者に対し、本人に代わり市が申し立て等の手続きを行う。 ・ 消耗品費（申立印紙代） 106 千円 ・ 郵便料（申立切手） 137 千円 ・ 扶助費（診断書作成料，鑑定料，後見人報酬） 3,563 千円 ◆ 認知症サポーター養成事業 市民を対象に、認知症の正しい知識と対応方法を学ぶための講座を開催し、認知症の人や家族が安心して暮らす地域づくりを推進する。 ・ 認知症サポーター養成講座テキスト 283 千円 ・ 郵便料 17 千円 ・ オレンジリング送料 6 千円 ・ 認知症キャラバンメイト・サポーター研修 報償費 31 千円 ◆ SOSネットワークシステム ・ 消耗品費 356 千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・ 任意事業費	目	3	任意事業費
---	---	---------	---	---	-------------------	---	---	-------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明												
(任意事業)		◆ 認知症講演会 市民を対象に、認知症に関する講演会を開催する。 ・ 講師謝金 31 千円 ・ 費用弁償 46 千円 ・ 消耗品費 30 千円 ◆ 高齢者紙おむつ支給事業 住民税非課税世帯の寝たきり高齢者等で、紙おむつを必要とする者に対して紙おむつを支給することにより、介護者の負担の軽減を図る。 ・ 紙おむつ支給業務委託料 11,483 千円 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>延利用者数</th><th>支給枚数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30見込</td><td>6,380</td><td>329,125</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>6,008</td><td>328,380</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>5,040</td><td>294,070</td></tr> </tbody> </table>		延利用者数	支給枚数	H30見込	6,380	329,125	H29	6,008	328,380	H28	5,040	294,070
	延利用者数	支給枚数												
H30見込	6,380	329,125												
H29	6,008	328,380												
H28	5,040	294,070												

介護保険費特別会計【歳出】

款	3 地域支援事業費	項	3 包括的支援事業・任意事業費	目	3 任意事業費
---	-----------	---	-----------------	---	---------

健康福祉課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明															
任意事業	31	○任意事業 ◆高齢者紙おむつ支給事業 在宅で長期にわたって寝たきり等の生活をしている高齢者に対して、紙おむつを支給することにより、当該在宅寝たきり等高齢者の介護の負担軽減を図る。 合併協議に基づき、平成18年3月31日時点での対象者のうち、盛岡市の制度に非該当となった対象者についてのみ、継続実施しているもの。 ・委託料 31 千円 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象者数</th><th>支給枚数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H31予定</td><td>2</td><td>240</td></tr> <tr> <td>H30見込</td><td>3</td><td>360</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>3</td><td>360</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>5</td><td>1,300</td></tr> </tbody> </table>		対象者数	支給枚数	H31予定	2	240	H30見込	3	360	H29	3	360	H28	5	1,300
	対象者数	支給枚数															
H31予定	2	240															
H30見込	3	360															
H29	3	360															
H28	5	1,300															

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	4	在宅医療・ 介護連携推進事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	--------------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
在宅医療・ 介護連携推進事業	21,000	○ 在宅医療・介護連携推進事業(総合計画事業) 地域において、医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、看護師、介護職員、薬剤師、行政等の多職種の協働による在宅療養者への医療介護の連携体制を構築する。 ・在宅医療・介護連携推進事業委託料 21,000 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・任意事業費	目	5	生活支援体制整備事業費
---	---	---------	---	---	---------------	---	---	-------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
生活支援体制整備事業	44,046	○ 生活支援体制整備事業（総合計画事業） 介護保険法第115条の45第2項第5号の規定に基づき、高齢者が地域における自立した日常生活を送ることや、要介護状態になることの予防等を行うため、生活支援体制整備を行う。 ・地域ケア推進会議委員謝金 269 千円 ・生活支援コーディネーター委託料 43,777 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業	項	3	包括的支援事業・ 任意事業費	目	6	認知症総合支援事業費
---	---	--------	---	---	-------------------	---	---	------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
認知症初期集中支援 推進事業	13,698	○ 認知症初期集中支援推進事業（総合計画事業） ・ 認知症初期集中支援チームの設置 ・ 認知症支援ネットワーク会議の開催 ・ もの忘れ検診の実施 ・ 認知症に対する正しい知識の普及啓発 認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う、認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図る。また、市民に対して認知症に対する正しい知識等の周知を図る。 財源：国：38.5% 県・市：各19.25% 第1号被保険者保険料：23.0% ・ 認知症初期集中支援チーム員（保健師、看護師）人件費 5,805 千円 （報酬5,025千円＋社会保険料780千円） ・ 認知症支援ネットワーク会議報償金 192 千円 ・ 認知症初期集中支援チーム員の旅費（研修・訪問） 70 千円 ・ 認知症初期集中支援チーム員の研修に係る負担金 40 千円 ・ もの忘れ検診等に係る委託料 6,103 千円 ・ もの忘れ検診票・広報もりおかの印刷に係る経費 380 千円 ・ 支援センターシステム保守委託料 349 千円 ・ 初期集中PC賃借料 143 千円 ・ 初期集中PCアップグレード 88 千円 ・ もの忘れ検診データ処理機器リース料 274 千円 ・ その他経費（消耗品、郵便料、複写機使用料） 254 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	3	包括的支援事業・ 任意事業費	目	7	地域ケア会議推進事業費
---	---	---------	---	---	-------------------	---	---	-------------

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
地域ケア会議推進事業	400	○ 地域ケア会議推進事業（総合計画事業） 介護保険法の規定に基づき、各地域での課題の整理や解決に向けた取組を検討する地域ケア会議を開催するとともに、地域ケア会議で検討された地域課題等を解決していくための住民主体の取組を支援することにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ・ 地域包括ケアシステム構築推進事業補助金 400 千円 財源：国38.5% 県・市各19.25% 第1号被保険者保険料23.0%

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	4	その他諸費	目	1	審査支払手数料
---	---	---------	---	---	-------	---	---	---------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
審査支払手数料	2,747	○審査支払手数料 サービス事業者からの訪問型サービス予防訪問介護相当、通所型サービス予防介護通所介護相当及び介護予防ケアマネジメントに係る請求についての審査及び支払いを委託している岩手県国民健康保険団体連合会に対して、手数料を支払う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地域支援事業費	項	5	高額介護予防サービス費	目	1	高額介護予防サービス費
---	---	---------	---	---	-------------	---	---	-------------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額介護予防サービス費	780	○高額介護予防サービス費 要支援者が介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスに対して支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、高額介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	3	地 域 支 援 事 業 費	項	6	高額医療合算介護予防サービス費	目	1	高額医療合算介護予防サービス費
---	---	---------------	---	---	-----------------	---	---	-----------------

介 護 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
高額医療合算介護予防 サービス費	280	○高額医療合算介護予防サービス費 要支援者が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスを利用した際の自己負担額及び医療費の自己負担額の合算が、一定の上限額(年額)を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	4	基金積立金	項	1	基金積立金	目	1	基金積立金
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
介護給付費準備基金積立金	120,681	○介護給付費準備基金積立金 介護保険費特別会計の余剰金及び積立済みの基金から生じる預金利子の介護給付費準備基金への積み立て。 第1号被保険者の保険料率は3年を単位とした事業計画期間毎に設定されていることから、当該期間内の給付費等の変動に対処するため積み立てを行う。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5	諸 支 出 金	項	1	償還金及び還付加算金	目	1	第1号被保険者保険料還付金
---	---	---------	---	---	------------	---	---	---------------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
第1号被保険者保険料 還付金	4,640	○第1号被保険者保険料還付金 過年度納付分保険料の過誤納に係る還付金を支出する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5	諸支出金	項	1	償還金及び還付加算金	目	2	償還金
---	---	------	---	---	------------	---	---	-----

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
償還金	2	○償還金 前年度において介護給付費の国・県の負担金又は介護給付費交付金（社会保険診療報酬支払基金）の確定額を超える額が市に交付された場合に、超えた額を返還する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	5	諸支出金	項	1	償還金及び還付加算金	目	2	償還金
---	---	------	---	---	------------	---	---	-----

長 寿 社 会 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
償還金	2	○ 償還金 29年度地域支援事業交付金及び地域支援事業支援交付金額の確定額を超える交付金が交付された場合、その超える額を返還するもの。 ・ 償還金 2千円

介護保険費特別会計【歳出】

款	5	諸支出金	項	1	償還金及び還付加算金	目	3	第1号被保険者還付加算金
---	---	------	---	---	------------	---	---	--------------

介護保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
第1号被保険者還付加算金	40	○第1号被保険者還付加算金 過誤納金の還付に伴う、還付加算金を支出する。

介護保険費特別会計【歳出】

款	6	予 備 費	項	1	予 備 費	目	1	予 備 費
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

介護保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
予備費	1,000	○予備費 予期しなかった予算外の支出又は予算超過の支出が生じた場合に予備費を充当する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療保険料	項	1 後期高齢者医療保険料	目	1 特別徴収保険料
---	--------------	---	--------------	---	-----------

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分	1,589,114	○ 特別徴収保険料 後期高齢者医療保険料のうち、受給している年金からの天引きによる納付（特別徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	1 後期高齢者医療保険料	項	1 後期高齢者医療保険料	目	2 普通徴収保険料
---	--------------	---	--------------	---	-----------

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
現年度分	920,647	○ 普通徴収保険料 高齢者医療保険料のうち、納付書等により金融機関等での納付（普通徴収）分に係る保険料額。 なお、納付された保険料は市で徴収後、全額を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

後期高齢者医療費特別会計【歳入】

款	3 繰	入	金	項	1 一 般 会 計 繰 入 金	目	2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金
---	-----	---	---	---	-----------------	---	---------------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 ・ 業 等 の 説 明
保険基盤安定繰入金	533,433	○ 保険基盤安定繰入金 保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金。 保険料の軽減額に対する負担金として岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総務費	項	1 総務管理費	目	1 一般管理費
---	-------	---	---------	---	---------

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
一般管理事務	2,981	○一般管理事務 後期高齢者医療に係る一般管理事業を円滑に進めることを目的とする。 ・臨時補助員賃金等 2,055 千円 ・印刷製本費（発送用窓あき封筒等） 742 千円 ・その他の経費 184 千円 財源：一般財源

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	1 総	務	費	項	2 徴	収	費	目	1 徴	収	費
---	-----	---	---	---	-----	---	---	---	-----	---	---

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
徴収事務	34,824	○徴収事務 窓口業務や保険料徴収等に係る一般経費。 ・被保険者証、納入通知書送付等に係る郵便料等 8,424 千円 ・コンビニ収納代行手数料 480 千円 ・収納消込業務委託料 609 千円 ・後期高齢者医療システムバッチ等業務委託料 11,702 千円 ・後期高齢者医療システム改修業務委託料（新元号） 689 千円 ・収滞納システム貸貸借料 1,192 千円 ・後期高齢者医療システム機器等借上料 9,530 千円 ・電話催告業務委託等 810 千円 ・電話催告業務パソコン借上料 12 千円 ・その他の経費 1,376 千円 財源：一般財源

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	2	後期高齢者医療広域連合納付金	項	1	後期高齢者医療広域連合納付金	目	1	後期高齢者医療広域連合納付金
---	---	----------------	---	---	----------------	---	---	----------------

健 康 保 険 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
後期高齢者医療広域連合納付金	3,056,940	○後期高齢者医療広域連合納付金 保険料，保険基盤安定負担金等を岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付する。 ・保険料負担金 2,522,634 千円 ・保険基盤安定繰入金 533,433 千円 ・延滞金等負担金 873 千円 財源：一般財源

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3 諸 支 出 金 項	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 目	1 保 険 料 還 付 金	健 康 保 険 課
---	-------------	-------------------------	---------------	-----------

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
保険料還付金	6,000	○保険料還付金 保険料の過誤納による還付金。 ・ 保険料還付金 6,000 千円 財源：一般財源

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	3	諸	支	出	金	項	1	償	還	金	及	び	還	付	加	算	金	目	2	還	付	加	算	金
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

健康保険課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
還付加算金	200	○還付加算金 保険料の過誤納による還付加算金。 ・還付加算金 200 千円 財源：一般財源

後期高齢者医療費特別会計【歳出】

款	4 予	備	費	項	1 予	備	費	目	1 予	備	費
---	-----	---	---	---	-----	---	---	---	-----	---	---

健康保険課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
予備費	1,000	○予備費 特別会計運営に係る予備費。 ・予備費 1,000 千円 財源：一般財源

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	1 使用料及び手数料	項	1 使用料	目	1 市場使用料
---	------------	---	-------	---	---------

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市場使用料	115,004	○市場使用料 115,004 千円 卸売業者の取扱高及び仲卸業者の直接集荷取扱高に係る使用料収入である。 ・青果物取扱高割使用料 72,211 千円 ・水産物取扱高割使用料 42,793 千円
施設使用料	517,897	○施設使用料 517,897 千円 市場施設の貸出しに伴う使用料収入である。 ・青果物卸売場等使用料 238,236 千円 ・水産物卸売場等使用料 105,837 千円 ・関連事業者施設使用料 170,149 千円 ・会議室等使用料 3,675 千円
土地使用料	9,131	○土地使用料 9,131 千円 市場内の土地の貸出しに伴う使用料収入である。

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	2	繰入金	項	1	一般会計繰入金	目	1	一般会計繰入金
---	---	-----	---	---	---------	---	---	---------

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
一般会計繰入金	445,100	○一般会計繰入金 445,100 千円 総務副大臣通知による一般会計が市場特別会計に繰出しを行う場合の基準に基づき算定されるもの ・ 営業費用の30% 77,143 千円 ・ 建設改良費に係る償還元金の50% 329,886 千円 ・ 建設改良費に係る償還利子の50% 38,071 千円

中央卸売市場費特別会計【歳入】

款	4	諸	収	入	項	1	雑	入	目	1	雑	入
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

中央卸売市場業務課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
場内業者光熱水費 立替金収入	166,145	○場内業者光熱水費立替金収入 166,145 千円 場内業者の光熱水費等を立替支出していることに伴う収入である。 ・ 売買参加者章立替金 29 千円 ・ 灯油使用料立替金 534 千円 ・ 電気使用料立替金 141,667 千円 ・ 水道使用料立替金 11,031 千円 ・ 下水道使用料立替金 3,276 千円 ・ 電話使用料立替金 6,418 千円 ・ 電話システム(PBX)保守料立替金 2,390 千円 ・ 除排雪費立替金 800 千円
雑 入	54,537	○市場電気売払収入 54,537 千円 盛岡市中央卸売市場メガソーラー事業(太陽光発電)に係る東北電力㈱への売電収入である。

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1	市場総務費	項	1	市場管理費	目	1	一般管理費
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
一般管理事業	564,376	○一般管理事業 市場施設及び設備の管理運営を適切に行い、生鮮食料品の安定供給を図るため実施するものである。 ・報酬 8,362 千円 ・職員給与費（給料・手当・共済費：12人） 88,779 千円 ・社会保険料 1,591 千円 ・臨時職員賃金 1,779 千円 ・旅費 313 千円 ・消耗品費等 1,606 千円 ・燃料費 2,326 千円 ・光熱水費 169,605 千円 ・施設修繕料 8,000 千円 ・役務費 9,053 千円 ・委託料 1 建物管理関係業務委託 79,071 千円 2 施設警備業務委託 22,218 千円 3 建物清掃業務委託 10,372 千円 4 情報処理関係業務委託 14,778 千円 5 環境衛生関係業務委託 10,823 千円 6 除雪業務委託 1,600 千円 ・使用料及び賃借料 1 システム機器賃貸借 15,683 千円 2 太陽光発電設備賃貸借 43,949 千円 3 LED機器賃貸借 2,878 千円 4 下水道使用料 5,612 千円 5 複写機使用料等 159 千円 ・負担金 1 市場運営協力会関係負担金 4,395 千円 2 全国中央卸売市場協会関係負担金 140 千円 3 会議講習会等出席負担金 7 千円 ・国有資産等所在市町村交付金 12,610 千円 ・消費税 48,667 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1	市場総務費	項	1	市場管理費	目	2	運営事業費
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

中央卸売市場業務課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
市 場 運 営 事 業	1,298	○市場運営事業 卸売業者及び場内業者に対する検査の一部を公認会計士へ委託する等、検査・指導を実施することにより、業務の適正化及び経営の健全化を図ろうとするものである。 ・委託料 <table><tr><td>1 卸売業者等財務検査業務委託</td><td>968 千円</td></tr><tr><td>2 財務アドバイザー業務委託</td><td>330 千円</td></tr></table>	1 卸売業者等財務検査業務委託	968 千円	2 財務アドバイザー業務委託	330 千円
1 卸売業者等財務検査業務委託	968 千円					
2 財務アドバイザー業務委託	330 千円					

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	1	市場総務費	項	1	市場管理費	目	2	運営事業費
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市場活性化事業	769	○市場活性化事業 市場機能の強化を図り、生鮮食料品が安定的に供給される活発な市場取引ができる環境づくりに向けて、市場活性化ビジョンに基づき、業者間の連携、経営基盤の強化及び販売促進に向けた事業を推進するものである。 ・報償費 - 市場活性化セミナー講師謝金 31 千円 ・火災保険料等 - 卸売市場開放デーに係る賠償責任保険料 20 千円 ・委託料 - 活性化アクション助言指導業務委託 129 千円 - 市場法改正に伴う市場活性化ビジョン見直し等助言指導業務委託 129 千円 - 卸売市場開放デー食育推進事業委託 113 千円 - 卸売市場開放デー警備業務委託 208 千円 ・負担金 - 残留農薬検査経費 139 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	2	公債費	項	1	公債費	目	1	元金
---	---	-----	---	---	-----	---	---	----

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	664,653	○市債償還事務 市場の建設事業費に係る長期借入金元金の償還である。 ・長期債借入金償還元金 664,653 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	2	公債費	項	1	公債費	目	2	利子
---	---	-----	---	---	-----	---	---	----

中央卸売市場業務課

科目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事務・事業等の説明
市債償還事務	76,220	○市債償還事務 市場の建設事業費に係る長期借入金利子の償還である。 ・長期債借入金償還利子 76,220 千円

中央卸売市場費特別会計【歳出】

款	3	予 備 費	項	1	予 備 費	目	1	予 備 費
---	---	-------	---	---	-------	---	---	-------

中央卸売市場業務課

科 目 (事務・事業名)	金額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
予 備 費	500	○予備費 中央卸売市場費特別会計に係る予備費である。 ・予備費 500 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳入】

款	2	市	債	項	1	市	債	目	1	新産業等用地整備事業債
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地整備事業債	492,200	○ 新産業等用地整備事業債 新産業等用地整備事業債に係る用地造成工事等を実施 492,200千円 平成30年度 開発協議業務委託, 実施設計書作成業務委託, 埋蔵文化財調査業務委託 (一般会計) 平成31年度 用地造成, 道路・上下水道整備, 用地整備に係る土砂運搬業務委託 平成32年度 用地造成, 道路・上下水道整備, 用地測量, 用地売却

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

款	1	新産業等用地整備事業費	項	1	新産業等用地整備費	目	1	新産業等用地整備費
---	---	-------------	---	---	-----------	---	---	-----------

新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地整備事業	492,265	○産業等用地整備事業（戦略プロジェクト事業） 盛岡市新産業等用地整備基本計画に基づき、食料品製造業等のリーディング産業や成長が見込まれる医療分野を中心とした先端技術を有する企業の集積を図るとともに、産学官連携や企業間連携等による新技術・新商品開発を行い、企業の高付加価値化を実現するための「ものづくり拠点」として産業等用地を整備するもの。 平成31年度においては、平成30年度に実施した開発協議、実施設計等を基に、道明地区第一事業区約4.9haの用地整備について、道路、上下水道、雨水排水、農業用水切回工事を一体的に進めようとするもの。 ・土砂運搬業務委託料 81,331 千円 ・用地造成工事費 128,014 千円 ・道路工事費 74,690 千円 ・上水道工事費 7,370 千円 ・下水道（汚水）工事費 44,880 千円 ・下水道（雨水）工事費 105,270 千円 ・農業用水切回し工事費 50,710 千円

新産業等用地整備事業費特別会計【歳出】

款	2 新産業等用地管理費	項	1 新産業等用地管理費	目	1 新産業等用地管理費
---	-------------	---	-------------	---	-------------

新産業拠点形成推進事務局

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
新産業等用地管理事務	3,546	○産業等用地整備事業（戦略プロジェクト事業） 取得済の新産業等用地内の道路，用水路等の草刈を行うなど適正な管理を行うとともに，平成30年度に実施した埋蔵文化財調査報告書を作成する。 ・ 社会保険料（埋文作業員） 11 千円 ・ 臨時補助員賃金（埋文作業員） 1,793 千円 ・ 不動産鑑定報酬 88 千円 ・ 土火山灰分析業務委託料（埋文関係） 151 千円 ・ 道水路草刈業務委託料 329 千円 ・ 機械器具購入費（草刈機購入） 289 千円 ・ その他経費 885 千円 財源：一般会計繰入金 3,546千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1	管 理 事 務 費	項	1	管 理 事 務 費	目	1	基 金 管 理 事 務 費
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

管 財 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	1	○基金管理事務 土地開発基金運用収入額を一般会計に繰り出すもの。 繰出金（土地開発基金運用利息相当分） 1千円 財源：土地開発基金運用収入 1千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1	管 理 事 務 費	項	1	管 理 事 務 費	目	1	基 金 管 理 事 務 費
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

環 境 企 画 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	3	○基金管理事務 土地開発基金の取得した財産の不動産（電柱・支線）賃貸料収入を一般会計に繰り出すもの。 ・繰出金 3千円 財源：一般財源 3千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1	管 理 事 務 費	項	1	管 理 事 務 費	目	1	基 金 管 理 事 務 費
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

障 が い 福 祉 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	1	○基金管理事務 障がい福祉課が分掌する土地開発基金土地（旧競馬場跡地内）の土地貸付収入（電柱敷地）について、盛岡市土地開発基金条例第5条の規定により整理するもの。 ・繰出金（旧競馬場跡地電柱敷地料分） 1千円 財源：一般財源 1千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1	管 理 事 務 費	項	1	管 理 事 務 費	目	1	基 金 管 理 事 務 費
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

道 路 建 設 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	7,699	○ 基金管理事務 ・ 下の橋駐車場維持管理経費 3,265 千円 ・ 土地開発基金運用収入繰出金 4,434 千円 (土地開発基金の運用益を一般会計に繰出すもの。) 財源：一般財源 7,699千円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1	管 理 事 務 費	項	1	管 理 事 務 費	目	1	基 金 管 理 事 務 費
---	---	-----------	---	---	-----------	---	---	---------------

盛岡南整備課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	3	○基金管理事務 土地開発基金財産である盛南地区306街区における電柱支線設置に係る土地使用料の一般会計への操出金 年額1,500円/本×2本=3,000円

土地取得事業費特別会計【歳出】

款	1 管 理 事 務 費	項	1 管 理 事 務 費	目	1 基 金 管 理 事 務 費
---	-------------	---	-------------	---	-----------------

観 光 交 流 課

科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明
基金管理事務	6,240	鉈屋町保存建築物等活用事業に伴い、旧市立病院跡地を賃貸する。 繰出金 ユニバース鉈屋町店駐車場用地 4576.54㎡ 地番 鉈屋町260番1 契約月日 平成22年3月24日 契約期間 平成22年4月1日～平成42年2月18日 月額519,940円 財源:一般財源(基金収入) 6,240千円

東中野財産区特別会計【歳出】

款	1 財 産 費	項	1 財 産 管 理 費	目	1 財 産 管 理 費	管 財 課
科 目 (事務・事業名)	金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明				
財産管理事務	2,677	○財産管理事務 2,677千円 東中野財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行う。 報酬 202千円 財産区管理会委員報酬 202千円 負担金 7千円 中野地区振興協議会負担金 3千円 中野地区振興協議会総会出席負担金 4千円 繰出金 1,973千円 一般会計への繰出金 1,973千円 (東中野財産区特別会計において、歳入から繰出金以外の歳出を差し引いた額を、財政調整基金に積み立てるため一般会計へ繰り出すもの。) その他の経費 495千円 賃金、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料 495千円 財源：財産収入 2,676千円、諸収入 1千円				

東中野，東安庭，門財産区特別会計【歳出】

款	1 財 産 費	項	1 財 産 管 理 費	目	1 財 産 管 理 費	管 財 課
科 目 (事務・事業名)		金 額 (千円)	事 務 ・ 事 業 等 の 説 明			
財産管理事務		704	○財産管理事務 704千円 東中野，東安庭，門財産区の運営及び財産区所有財産の適正管理を行う。 報酬 202千円 財産区管理会委員報酬 202千円 負担金 7千円 中野地区振興協議会負担金 3千円 中野地区振興協議会総会出席負担金 4千円 その他の経費 495千円 賃金，報償費，旅費，需用費，使用料及び賃借料 495千円 財源：財産収入 8千円，諸収入 1千円 繰入金 695千円 (東中野，東安庭，門財産区特別会計において，繰入金以外の歳入から歳出を差し引いた額を一般会計から繰り入れ，財源に充当するもの。)			